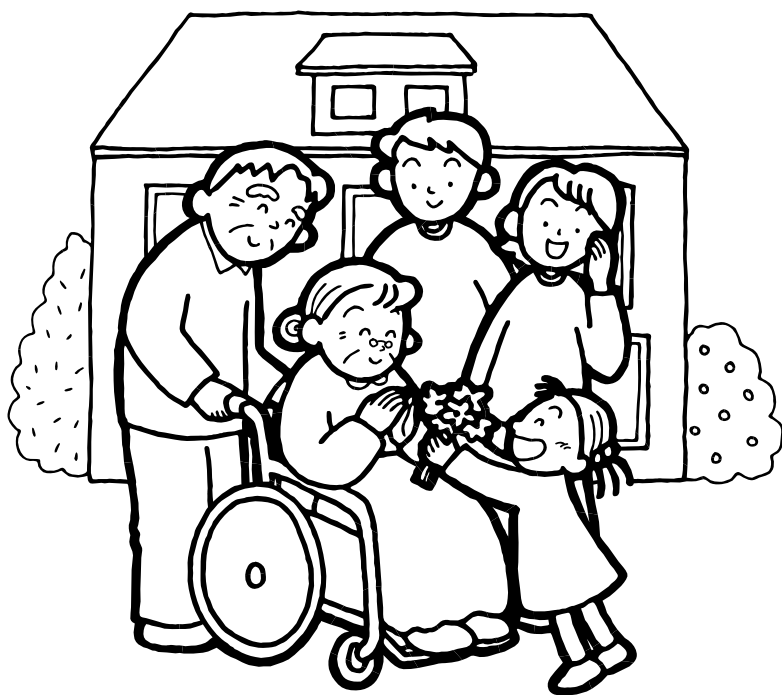


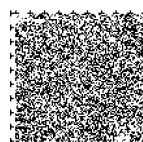
ともに歩む

— 障がい者福祉ガイドブック —

令和7年1月 滝沢市 改訂版



※このマークは音声コード Uni-Voice です。
スマートフォンアプリで読み取るか、活字
文書読み上げ装置に挿入すると、目の不自
由な方でもガイドブックの内容を音声で聞
くことができます。



【発行にあたって】

本書は、障がい福祉制度を広く活用していただくために作成したものです。

令和7年1月現在で実施されている制度について掲載しておりますが、今後の法改正などで変更される場合がありますので、ご確認のうえご利用ください。

介護保険認定者は、原則として介護保険サービスが優先されます。

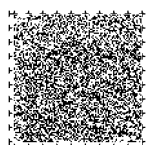
制度・事業名のあとマークは次のことを示しています。

①・・・身体障がい者の方が対象となることを示しています。

②・・・知的障がい者の方が対象となることを示しています。

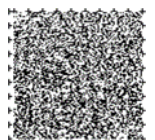
③・・・精神障がい者の方が対象となることを示しています。

④・・・難病者の方が対象となることを示しています。

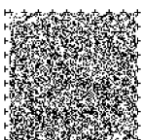


◆ 目次 ◆

障害程度別該当事業	4
1 福祉の窓口	
滝沢市福祉部 地域福祉課	7
滝沢市福祉部 高齢者福祉課、滝沢市地域包括支援センター	7
滝沢市健康こども部 保険年金課	7
滝沢市健康こども部 健康づくり課	7
滝沢市健康こども部 こども家庭センター	8
滝沢市社会福祉協議会	8
岩手県県央保健所・盛岡広域振興局保健福祉環境部	8
岩手県福祉総合相談センター	8
2 相談・支援	
主な相談支援事業所	9
岩手県発達障がい者支援センターウィズ	9
民生委員・児童委員・主任児童委員	9
身体障がい者・知的障がい者相談員	10
岩手県障がい者110番相談室	10
ハローワーク盛岡(盛岡公共職業安定所)	10
岩手障害者職業センター	11
盛岡広域障害者就業・生活支援センター	11
3 手帳	
身体障害者手帳	12
知的障害者(児)療育手帳	13
精神障害者保健福祉手帳	14
4 年金・手当	
障害基礎年金(国民年金)	15
障害厚生年金	15
障害手当金	16
特別障害給付金	17
障害年金生活者支援給付金	18
特別障害者手当	19
障害児福祉手当	20
特別児童扶養手当	21
児童扶養手当(父母の障がい)	23
心身障害者扶養共済制度	25
在宅重度障害者家族介護慰労手当	26
自動車事故後遺症による介護料支給	26



5 医療	
自立支援医療(精神通院)・・・・・・・・・・・・・・・・	27
自立支援医療(更生医療)・・・・・・・・・・・・・・・・	27
自立支援医療(育成医療)・・・・・・・・・・・・・・・・	27
自立支援医療の負担上限月額・・・・・・・・・・	28
後期高齢者医療・・・・・・・・・・・・・・・・	28
重度心身障がい者医療費助成・・・・・・・・・・	29
特定医療費(指定難病)助成・・・・・・・・・・	30
6 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス	
介護給付・訓練等給付・児童福祉法給付(指定障害福祉サービス)・・・・・・・・	32
補装具の給付(交付・修理)・・・・・・・・・・	35
地域生活支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・	36
7 日常生活の援助	
日常生活用具の給付・・・・・・・・・・・・・・・・	38
酸素濃縮器の使用に伴う助成・・・・・・・・・・	46
高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業・・・・・・・・	46
介護保険の住宅改修・・・・・・・・・・・・・・・・	47
居宅生活動作補助用具(日常生活用具)・・・・・・・・	47
訪問ふくし理容サービス・・・・・・・・・・	48
生活福祉資金貸付制度・・・・・・・・・・	48
日常生活自立支援事業・・・・・・・・・・	48
車いすの貸し出し・・・・・・・・・・	49
成年後見制度・・・・・・・・・・・・・・・・	49
8 交通・移動	
福祉タクシー助成券・・・・・・・・・・・・・・・・	50
自動車改造費の助成・・・・・・・・・・	50
バス運賃の割引・・・・・・・・・・	51
タクシー運賃の割引・・・・・・・・・・	51
J R 運賃の割引・・・・・・・・・・	52
I G R いわて銀河鉄道運賃の割引・・・・・・・・	52
航空旅客運賃、旅客船運賃の割引・・・・・・・・	53
有料道路通行料の割引・・・・・・・・・・	54
9 税金	
所得税の障害者控除・・・・・・・・・・	55
住民税の障害者控除・・・・・・・・・・	55
おむつ費用の医療費控除・・・・・・・・・・	56
ストマ用装具費用の医療費控除・・・・・・・・	56
自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免・・・・・・・・	56



10 情報サービス

録音広報（声の広報）・点字広報	58
NHK放送受信料の免除	58
携帯電話基本使用料の割引	58
N T T電話番号案内サービス（ふれあい案内）	59
岩手県立視聴覚障がい者情報センター	59
葉書の無料配布（青い鳥郵便葉書）	60
聴覚障害者用・点字ゆうパック	60
N E T 1 1 9緊急通報システム	61

11 選挙

郵便等による不在者投票	62
郵便等による不在者投票における代理記載制度	63
点字投票・代理投票	63

12 各種団体

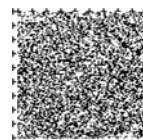
滝沢市身体障害者福祉協会	64
滝沢市手をつなぐ育成会	64
滝沢市精神保健福祉会「カッコウの会」	65
滝沢市社会福祉協議会ボランティア活動センター	65
滝沢市精神保健ボランティア「あんずの会」	65
滝沢市デイケア「一番星」	65

13 介護保険

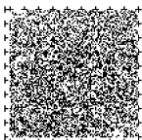
介護保険サービスを利用できる方	66
在宅生活でのサービス	66
施設でのサービス	67
福祉用具貸与・購入、住宅改修	67

14 その他

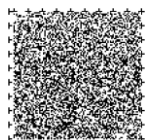
利用料等が減免される公共施設	68
各種シンボルマーク	69



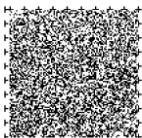
○が該当 △一部該当																
障がい の種別 制度			年金・手当								医療					
			障害基礎年金 (国民年金)	障害厚生年金	特別障害給付金	特別障害者手当	障害児福祉手当	特別児童扶養手当	児童扶養手当 (父母の障がい)	心身障害者扶養 共済制度	在宅重度障害者 家族介護慰労手当	自立支援医療 (精神通院)	自立支援医療 (更生医療)	自立支援医療 (育成医療)	後期高齢者医療	重度心身障がい者 医療費助成
身体障害者手帳	視覚	1	△	△	△	△	△	△	○	○	△		△	△	○	○
		2	△	△	△	△	△	△	○	○	△		△	△	○	○
		3	△	△	△			△		○			△	△	○	
		4											△	△		
		5											△	△		
		6											△	△		
	聴覚・平衡	2	△	△	△	△	△	△	○	○	△		△	△	○	○
		3	△	△	△			△		○			△	△	○	
		4	△	△	△								△	△		
		5	△	△	△								△	△		
		6		△									△	△		
		3	△	△	△			△		○			△	△	○	
	音声	4	△	△	△								△	△		
		1	△	△	△	△	△	△	△	○	△		△	△	○	○
		2	△	△	△	△	△	△	△	○	△		△	△	○	○
		3	△	△	△			△		○			△	△	○	
		4	△	△	△			△					△	△	△	
		5											△	△		
	内部	6											△	△		
		1	△	△	△	△	△	△	△	○	△		△	△	○	○
		2	△	△	△			△		○			△	△	○	○
		3	△	△	△			△		○			△	△	○	
		4											△	△		
療育	手帳	A	△			△	△	△	○	○	△	△			○	○
		B	△					△		○		△				
精神保健	福祉手帳	1	△	△	△	△	△	△	△	○	△	○			○	
		2	△	△	△				△	○		○			○	
		3	△	△	△					△		○				
難病			△	△	△	△	△	△	△	△						
ページ			15	15	17	19	20	21	23	25	26	27	27	27	28	29



障がい の種別 制度			日常生活の援助									交通・移動				
			自立支援給付	補装具の給付	地域生活支援事業	日常生活用具の給付	酸素濃縮器使用の助成	住宅改修費の助成	生活福祉資金貸付制度	日常生活自立支援事業	車いすの貸し出し	成年後見制度	福祉タクシー助成券	自動車改造費の助成	バス運賃の割引	タクシー運賃の割引
身体障害者手帳	視覚	1	△	○	△	○			○				○		○	○
		2	△	○	△	○			○				○		○	○
		3	△	○	△	△			○						○	○
		4	△	○	△	△			○						○	○
		5	△	○	△	△			○						○	○
		6	△	○	△	△			○						○	○
	聴覚・平衡	2	△	○	△	○			○						○	○
		3	△	○	△	△			○						○	○
		4	△	○	△	△			○						○	○
		5	△	○	△	△			○						○	○
		6	△	○	△	△			○						○	○
		6	△	○	△	△			○						○	○
	音声	3	△	△	△	○			○						○	○
		4	△	△	△	○			○						○	○
	肢體	1	△	○	△	○		△	○		△		○	○	○	○
		2	△	○	△	△		△	○		△		△	○	○	○
		3	△	○	△	△		△	○		△				○	○
		4	△	○	△	△			○		△				○	○
		5	△	○	△	△			○		△				○	○
		6	△	○	△	△			○		△				○	○
	内部	1	△	△	△	△			○				○		○	○
		2	△	△	△	△			○						○	○
		3	△	△	△	△	△		○						○	○
		4	△	△	△	△			○						○	○
療育手帳	A	△		△	○			○	○		○	○		○	○	
	B	△		△				○	○		○			○	○	
精神保健福祉手帳	1	△		△	△			○	○		○	○		△	△	
	2	△		△	△			○	○		○	○		△	△	
	3	△		△	△			○	○		○			△	△	
難病		△	△		△		△	○	△	△	△					
ページ		31	35	36	38	46	47	48	48	49	49	50	50	51	51	



障がいの種類 制度		交 通 ・ 移 動				税 金		情 報 サ ー ビ ス					選 挙		
		鉄道運賃の割引	航空旅客運賃の割引	旅客船運賃の割引	有料道路通行料金の割引	所得税・住民税の 障害者控除	自動車税・自動車取得税・ 軽自動車税の減免	録音広報（声の広報） ・点字広報	NHK放送受信料の免除	NTT電話番号案内サービス （ふれあい案内）	葉書の無料配布 （青い鳥郵便葉書）	郵便物の減免	NET119緊急通報 システム	郵便等による不在者投票	
身 体 障 害 者 手 帳	視 覚	1	○	○	△	○	△	○	△	○	○	○			
		2	○	○	△	○	○	△	○	△	○	○	○		
		3	○	○	△	○	○	△		△	○		○		
		4	○	○	△	○	○	△		△	○		○		
		5	○	○	△	○	○			△	○		○		
		6	○	○	△	○	○			△	○		○		
	聴 覚 ・ 平 衡	2	○	○	△	○	○	△		△	○	○		○	
		3	○	○	△	○	○	△		△	○			○	
		4	○	○	△	○	○			△	○			○	
		5	○	○	△	○	○			△				○	
		6	○	○	△	○	○			△	○			○	
		音 声	3	○	○	△	○	○	△		△	○			○
	4		○	○	△	○	○			△	○			○	
	肢 体	1	○	○	△	○	○	△		△	△	○			△
		2	○	○	△	○	○	△		△	△	○			△
		3	○	○	△	○	○	△		△					
		4	○	○	△	○	○	△		△					
		5	○	○	△	○	○	△		△					
		6	○	○	△	○	○	△		△					
	内 部	1	○	○	△	○	○	△		△		○			△
		2	○	○	△	○	○	△		△		○			△
		3	○	○	△	○	○	△		△					△
		4	○	○	△	○	○	△		△					
	療 育	手 帳	A	○	○	△	○	○	△		△	○	○		△
B			○	○	△		○			△	○			△	
精 神 保 健	福 祉 手 帳	1	○	△	△		○	△		△	○			△	
		2	○	△	△		○			△	○			△	
		3	○	△	△		○			△	○			△	
難 病						△									
ページ		52	53	53	54	55	56	58	58	59	60	60	61	63	



1 障がい福祉の窓口

滝沢市福祉部

地域福祉課

障がい者の総合相談窓口として在宅サービスや施設等に関する相談と情報提供を行っています。各種障害者手帳、手当、自立支援医療の申請窓口です。

◆問合せ先・・・電話 656-6517／FAX 687-4318

高齢者福祉課、地域包括支援センター

高齢者や家族、地域住民からの介護に関する相談窓口です。介護予防や高齢者に関する虐待防止と権利擁護など、専門職員がさまざまな相談に応じます。

◆問合せ先・・・高齢者福祉課 電話 656-6521／FAX 687-4318

センター名	担当自治会	電話	FAX
滝沢市地域包括支援センター (中鵜飼 55 滝沢市役所内)	元村南・室小路・国分・元村中央・ 牧野林中央・南牧野林・法誓寺・ 元村東・元村西・元村北・あすみ野	656-6523	687- 4318
松実会地域包括支援センター (巣子 732-2 ケアハウス巣子内)	柳沢・巣子・南巣子・長根・川前・ 南一本木・いずみ巣子ニュータウン・ 北一本木	688-1088	—
滝沢南地域包括支援センター (篠木黒畑 56-1 丹内ビル3階)	小岩井・大釜上・大釜南・篠木・大沢・ 鵜飼南・鵜飼中央・滝沢パークタウン・ 上の山・上鵜飼・鵜飼温泉・ 滝沢ニュータウン・姥屋敷	604-5415	—

滝沢市健康こども部

保険年金課

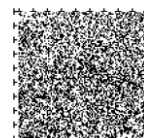
重度心身障がい者の医療費助成、国民年金法に基づく障害基礎年金、後期高齢者医療（障害認定）の相談窓口です。

◆問合せ先・・・電話 656-6529（後期高齢者医療） 656-6530（医療費助成）
656-6531（国民年金）／FAX 684-2245

健康づくり課

特定医療費（指定難病）受給者証の手続き及び健（検）診・健康づくりについての健康相談を受け付けています。

◆問合せ先・・・電話 656-6527／FAX 684-2245



こども家庭センター

妊娠出産、子どもの子育てに関する全般の相談や、虐待や経済困窮、ヤングケアラーなどの問題を抱えた子どもに関する相談に応じ、またこれらの情報も受け付けています。

◆問合せ先・・・電話 656-1377（児童福祉）、656-6526（母子保健）／FAX 684-2245

滝沢市社会福祉協議会

地域福祉の推進を図ることを目的として組織された民間の社会福祉団体です。生活福祉資金等の貸し付け、ボランティアによる援助活動、福祉団体の育成、くらしの相談など各種の支援、相談業務を行っています。

◆問合せ先・・・電話 684-1110／FAX 684-1121

滝沢市中鶴飼 47-1（滝沢市市民福祉センター 1 階）

岩手県県央保健所・盛岡広域振興局保健福祉環境部

保健課

特定疾患（指定難病）の医療費助成の申請受付及び相談や精神保健（こころ）の健康相談を行っています。

◆問合せ先・・・医療費助成等 電話 629-6573／FAX 629-6594

こころの相談 電話 629-6574／FAX 629-6594

盛岡市内丸 11-1（岩手県盛岡地区合同庁舎 2 階）

岩手県福祉総合相談センター

岩手県が設置している「児童相談所」「身体障害者更生相談所」「知的障害者更生相談所」「婦人相談所」「精神保健福祉センター」の 5 つの相談所から成る総合相談機関です。

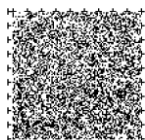
◆問合せ先・・・電話 629-9600（代表）／FAX 629-9601（代表）

盛岡市本町通三丁目 19-1

月～金曜日（祝日・年末年始を除く）8：30～17：15（12 時～13 時を除く）

◆利用方法・・・来所での相談、判定は事前の予約が必要です。

相談の種類	内容	担当課（予約電話）
身体障がい者	身体障害者手帳の診断、補装具判定 （開催日不定期）	障がい保健福祉課 （629-9613）
知的障がい者	療育手帳を初めて取得される方の相談 （開催日不定期）	障がい保健福祉課 （629-9613）
療育手帳 （18 歳以上）	療育手帳の判定、相談 平日 9：00～16：00	障がい保健福祉課 （629-9613）
療育手帳 （18 歳未満）	療育手帳の判定、相談 平日 8：30～17：15	児童相談課 （629-9606）



児童相談	児童施設・障害児施設の利用に関する相談 平日 8:30～17:15	児童相談課 (629-9604)
精神保健相談 (来所相談)	精神保健（こころ）の相談 平日 9:00～16:30 予約受付	岩手県精神保健福祉センター (629-9617)
こころの相談電話	電話による、精神保健（こころ）の相談 平日 9:00～18:00	岩手県精神保健福祉センター (622-6955)

2 相談・支援

主な相談支援事業所

身体・知的・精神各障がいをお持ちの方が地域で安心して暮らせるよう、相談支援専門員が相談に対応します。

事業所名	住 所	問合せ先
滝沢市基幹相談支援センター	滝沢市中鵜飼 55 (滝沢市役所 1 階 6 番窓口 地域福祉課内)	656-6517
相談支援事業所みたけ	滝沢市穴口 203-4	601-2706
地域生活支援センター滝沢	滝沢市鵜飼細谷地 29-37	699-3636
もりおか障害者自立支援プラザ	盛岡市三本柳 13 地割 42 番地 1	632-1331
障害者地域生活支援センターしんせい	矢巾町大字又兵衛新田第 6 地割 17 番地 2	697-3300

◆利用方法・・・月曜日～金曜日 9:00～17:00（土日祝・年末年始を除く）電話か来所の上、ご相談ください。事前予約が必要な場合があります。

岩手県発達障がい者支援センターウィズ

アスペルガー症候群、自閉症、ADHD（注意欠陥多動性障がい）、LD（学習障がい）等の発達障がいのある方、ご家族、関係機関に対し、医療機関や地域の相談機関、支援機関と連携し生活に関する様々な相談を行っています。

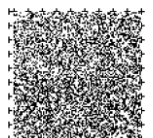
◆利用方法・・・電話か来所の上、ご相談ください（来所の場合は、要予約）。

◆問合せ先・・・電話 601-3203（相談専用）／FAX 601-3208（相談支援部専用）
矢巾町医大通 2 丁目 1 番 3 号（岩手県立療育センター内）

民生委員・児童委員・主任児童委員

民生委員・児童委員は一人暮らし高齢者や心身障がい者、生活に困っている方の相談にあたる民間の協力者です。また主任児童委員は、児童に関することを専門的に担当する民間の協力者です。厚生労働大臣から委嘱されて活動を行っています。

◆問合せ先・・・滝沢市福祉部 地域福祉課 電話 656-6516／FAX 687-4318



身体障がい者・知的障がい者相談員

身体障がい者、知的障がい者又は介護者からの相談や援助にあたる住民で、滝沢市長から委嘱されて活動を行っています。

◆問合せ先

(1) 身体障がい者相談員

氏 名	住 所	電 話
塚 本 潤 一	滝沢市鶉飼安達 173	080-3338-4805
西 村 芳 子	滝沢市鶉飼八人打 43	684-4980

(2) 知的障がい者相談員

氏 名	住 所	電 話
武 田 文 江	滝沢市大釜中道 63-2	090-3366-2037

岩手県障がい者 110 番相談室

年間を通じて、障がいのある方々から様々な相談に対応できるように、常設の総合相談窓口を設置しています。相談室の利用料は原則として無料です。

◆利用方法

(1) 電話相談・・・専門相談員の電話による相談です。

開催日	月・火・水・金曜日 (第3金曜日、祝祭日を除く)	木曜日	第3土曜日
時 間	午前10時～午後3時	午後3時～午後8時	午前10時～午後3時

(2) 来室相談・・・電話で事前予約の上、面接相談を行います。

(3) 弁護士相談・・・月1回の面接相談と需要に応じて巡回相談を設け、弁護士・専門相談員等が相談に応じます。

◆問合せ先・・・110番専用電話 639-6533

メールでの相談 (Eメールアドレス) soudan110@iwashin.or.jp

盛岡市三本柳 8-1-3 岩手県障がい者社会参加推進センター (ふれあいランド岩手内)

ハローワーク盛岡 (盛岡公共職業安定所)

障がい者の求職や職業訓練などの相談に応じています。

◆利用方法・・・電話か来所の上、ご相談ください。

◆問合せ先・・・電話 651-8811 / FAX 654-9305 / 盛岡市紺屋町 7-26



岩手障害者職業センター

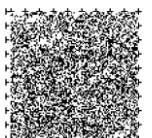
障がい者に対して、ハローワーク（公共職業安定所）と協力して、就職に向けての相談、職業能力等の評価、就業前の支援から、就業後の職場適応のための援助まで、個々の障がい者の状況に応じた継続的なサービスを提供しています。

- ◆受付時間・・・月曜日～金曜日 9：00～17：00（祝祭日を除く）
- ◆利用方法・・・あらかじめ電話か FAX で連絡してください。
- ◆問合せ先・・・電話 646-4117／FAX 646-6860／盛岡市青山四丁目 12-30

盛岡広域障害者就業・生活支援センター

盛岡広域圏に居住する障がいを持つ方を対象に就業面の支援や就業に伴う生活に関する相談や支援を行います。

- ◆受付時間・・・月曜日～金曜日 9：00～16：00（祝祭日を除く）
- ◆利用方法・・・電話か来所の上、ご相談ください（来所の場合は、要予約）
※具体的な支援の実施に関しては利用登録が必要です。
- ◆問合せ先・・・電話 605-8822／FAX 605-8823／盛岡市本町通三丁目 19-1



3 障がい者手帳

身体障害者手帳



身体（視覚、聴覚又は平衡機能、音声機能、言語機能又はそしゃく機能、肢体、内部、呼吸器、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、免疫機能）に障がいがある場合に交付される手帳で、障がいの程度によって1級（重度）から6級（軽度）までの等級があります。身体障害者手帳は、岩手県が発行しています。

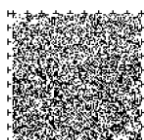
申請手続き	申請に必要なものをそろえて、申請窓口（市地域福祉課）に提出してください。約1ヶ月で手帳が交付されます。
有効期間	有効期間はない場合が多いですが、障がいの程度で変わる可能性がある人には、手帳に再認定の時期が記載されています。手続きに必要なものは下表「有期再認定」欄のとおりです。

◆申請窓口・・・滝沢市福祉部 地域福祉課 電話 656-6517/FAX 687-4318

<身体障害者手帳の交付申請に必要なもの>

申請に必要なもの	新規交付	再交付		その他 （記載事項変更、死亡）
		破損、紛失	等級変更 有期再認定	
①身体障害者手帳交付申請書	○			
②身体障害者手帳再交付申請書		○	○	
③指定医の診断書	○		○	
④写真（縦4cm×横3cm）1枚	○	○	○	
⑤これまで使用していた手帳			○	○
⑥その他（変更届、返還届）				○
⑦マイナンバー確認書類	○	○	○	○

*申請書、診断書等の様式は、地域福祉課に備え付けてあります。





知的障がいのある方に交付される手帳で、障がいの程度によってA（重度）、B（中軽度）の等級があります。療育手帳は、岩手県が発行しています。

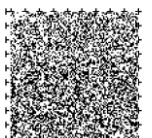
申請手続き	岩手県福祉総合相談センターで判定を受けてから（要予約）、申請に必要なものをそろえて、申請窓口（市地域福祉課）に提出してください。約1ヶ月で手帳が交付されます。 *岩手県福祉総合相談センター予約先 ・18歳未満の方…児童相談第二課 電話 629-9606 ・18歳以上の方…障がい保健福祉課 電話 629-9613
有効期間	再判定・・・再判定が必要な人には、療育手帳に再判定の時期が記載されていますので、岩手県福祉総合相談センターに予約の上で再判定を受けてください。

◆申請窓口・・・滝沢市福祉部 地域福祉課 電話 656-6517/FAX 687-4318

<療育手帳の交付申請に必要なもの>

申請に必要なもの	新規交付	再交付 (破損、紛失)	その他 (記載事項変更、 死亡)
①療育手帳交付申請書	○		
②療育手帳再交付申請書		○	
③写真（縦4cm×横3cm）1枚	○	○	
④これまで使用していた手帳		○	○
⑤その他（変更届、返還届）			○
⑥マイナンバー確認書類	○	○	○

*申請書等の様式は、地域福祉課に備え付けてあります。



一定の精神障がいのある方に交付される手帳で、障がいの程度により1級（重度）から3級（軽度）までの等級があります。精神障害者保健福祉手帳は、岩手県が発行しています。

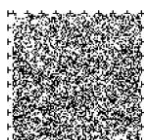
申請手続き	申請に必要なものをそろえて、申請窓口（市地域福祉課）に提出してください。約3ヶ月で手帳が交付されます。
有効期間	手帳の有効期間は、2年間です。2年ごとに更新の手続きが必要になります。更新の手続きに必要なものは、新規交付のときと同じです。

◆申請窓口・・・滝沢市福祉部 地域福祉課 電話 656-6517/FAX 687-4318

<精神障害者保健福祉手帳の交付申請に必要なもの>

申請に必要なもの	新規交付（更新）		再交付 （破損、紛失）	その他 （記載事項変更、 死亡）
	障害年金 受給あり	障害年金 受給なし		
①障害者手帳申請書	○	○		
②障害者手帳再交付申請書			○	
③障害年金証書	○			
④同意書	○			
⑤手帳用診断書		○		
⑥写真（縦4cm×横3cm）1枚	○	○	○	
⑦これまで使用していた手帳	○（更新）	○（更新）	○（破損等）	○
⑧その他（変更届、返還届）				○
⑨マイナンバー確認書類	○	○	○	○

*申請書、同意書、診断書等の様式は、地域福祉課に備え付けてあります。



4 年金・手当

障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の人も含めて受け取ることができる年金です。

障害年金には「障害基礎年金」「障害厚生年金」があり、病気やけがで初めて医師または歯科医師（以下、「医師等」といいます）の診察を受けたときに「国民年金」に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できます。なお、障害厚生年金に該当する状態よりも軽い障がいが残ったときは、障害手当金（一時金）を受け取ることができる制度があります。

また、障害年金を受け取るには、年金の納付状況などの条件が設けられています。

◆受給要件

障害年金は、それぞれ（１）から（３）の条件のすべてに該当する人が受給できます。

障害基礎年金（国民年金）

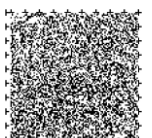


- | |
|---|
| (1) 障がいの原因となった病気やけがの初診日（P16 用語の説明参照）が次のいずれかの期間であること。
① 国民年金加入期間
② 20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の人で年金制度に加入していない期間（ただし、老齢基礎年金を繰り上げ請求している人を除きます。） |
| (2) 障害認定日（P16 用語の説明参照）または20歳に達したときに、障がいの状態が国民年金の障害等級表に定める1級または2級に該当していること。（障害者手帳の等級とは異なります。）
※障害認定日に障がいの状態が軽くても、その後重くなったときは、障害基礎年金を受け取ることができる場合があります。（事後重症による請求） |
| (3) 保険料の納付要件を満たしていること。（P16 保険料の納付要件参照）
20歳前の期間に初診日がある場合は、納付要件は不要です。（ただし、本人の所得により全部または一部の支給が停止されます。） |

障害厚生年金



- | |
|--|
| (1) 厚生年金の被保険者期間に、障がいの原因となった病気やけがの初診日（P16 用語の説明参照）があること。 |
| (2) 障害認定日（P16 用語の説明参照）に、障がいの状態が障害等級表に定める1級から3級のいずれかに該当していること。
※障害認定日に障がいの状態が軽くても、その後重くなったときは、障害厚生年金を受け取ることができる場合があります。（事後重症による請求） |
| (3) 保険料の納付要件を満たしていること。（P16 保険料の納付要件参照） |



- (1) 厚生年金の被保険者期間に、障がいの原因となった病気やけがの初診日（P16 用語の説明参照）があること。
- (2) 障がいの状態が、次の条件のすべてに該当していること。
- ① 初診日から5年以内に治っていること。（症状が固定）
 - ② 治った日に障害厚生年金を受け取ることができる状態よりも軽いこと。
 - ③ 障害等級表に定める障がいの状態であること。
- (3) 保険料の納付要件を満たしていること。（P16 保険料の納付要件参照）

用語の説明

- 初診日：障がいの原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診察を受けた日をいいます。同一の病気やけがで転医があった場合は、一番初めに医師等の診察を受けた日が初診日となります。
- 障害認定日：障がいの状態を定める日のことで、その障がいの原因となった病気やけがについての初診日から1年6カ月を過ぎた日、または1年6カ月以内にその病気やけがが治った場合（症状が固定した場合）はその日をいいます。

◆保険料の納付要件

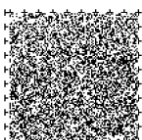
次のいずれかを満たしていること。

- (1) 初診日の前日において、初診日がある月の2カ月前までの被保険者期間で、国民年金の保険料納付済期間（厚生年金の被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む）と保険料免除期間を合わせた期間が3分の2以上あること。
- (2) 特例として次のすべてを満たすときは、納付要件を満たします。
- ① 初診日が令和8年4月1日前にあること。
 - ② 初診日において65歳未満であること。
 - ③ 初診日の前日において、初診日がある2カ月前まで直近1年間に未納がないこと。

障害年金・障害手当金の額（令和6年度・年額）

障がいの状態により、障害基礎年金は1級・2級、障害厚生年金は1級から3級の年金を受け取ることができます。また、障害厚生年金の1級・2級に該当する場合は、障害基礎年金もあわせて受け取ることができます。

障がいの 程度	年金・手当金の金額	
	障害厚生年金・障害手当金（厚生年金）	障害基礎年金（国民年金）
1 級	報酬比例の年金額×1.25+（配偶者の加給年金額）	1,020,000 円+（子の加算）
2 級	報酬比例の年金額+（配偶者の加給年金額）	816,000 円+（子の加算）



3級	報酬比例の年金額 612,000 円に満たないときは 612,000 円	—
障害手当金 (一時金)	報酬比例の年金額×2 1,224,000 円に満たないときは 1,224,000 円	—

◆加給年金額 234,800 円 (65歳未満であること)

◆子の加算額 子2人まで(1人につき) 年額 234,800 円

子3人目から(1人につき) 年額 78,300 円

障害基礎年金の受給者によって生計を維持されている子が加算の対象となります。

子とは、18歳になった後の最初の3月31日までの間にある子(未婚)か20歳未満で障害等級1級・2級の障がいの状態にある子(未婚)が対象になります。

◆問合せ先・・・障害基礎年金：滝沢市健康こども部 保険年金課 電話 656-6531

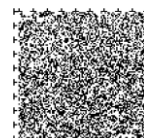
障害厚生年金・障害手当金：盛岡年金事務所 電話 623-6211

特別障害給付金



対象者	次の(1)または(2)に該当する人です。なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給できる人は対象になりません。 (1) 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 (2) 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者であって、当時、任意加入していない期間に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級または2級に相当する障がい状態にある人が対象になります。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障がい状態に該当された人に限られます。
支給額	障害基礎年金1級相当に該当する人：基本月額 55,350 円(令和6年度) 障害基礎年金2級相当に該当する人：基本月額 44,280 円(令和6年度)
支給制限など	(1) 本人の所得が一定額以上あるときは、支給額の全額または半額が停止される場合があります。 (2) 老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給している場合には、その受給額分を差し引いた額が支給されます。 (3) 特別障害給付金と経過的福祉手当を同時に受けることはできません。
請求について	請求は原則として、65歳に達する日の前日までに請求していただく必要があります。

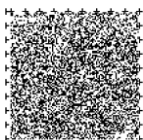
◆問合せ先・・・滝沢市健康こども部 保険年金課 年金担当 電話 656-6531



対象者	以下の支給要件をすべて満たしている人が対象です。 (1) 障害基礎年金※1を受けている。 (2) 前年の所得が「4,721,000 円+扶養親族の数×38 万円※2」以下。 ※1 旧法の障害年金、旧共済の障害年金であって、政令で定める年金についても対象となります。 ※2 同一生計配偶者のうち 70 歳以上の者又は老人扶養親族の場合は 48 万円、特定扶養親族又は 16 歳以上 19 歳未満の扶養親族の場合は 63 万円となります。
給付額	障害等級 1 級： 月額 6,638 円（令和 6 年度） 障害等級 2 級： 月額 5,310 円（令和 6 年度）
支給制限など	(1) 日本国内に住所がないとき (2) 年金が全額支給停止のとき (3) 刑事施設等に拘禁されているとき
請求について	支給要件を満たす場合、2 年目以降の手続きは原則不要となります。

◆問合せ先・・・年金生活者支援給付金専用ダイヤル 電話 0570-05-4092

050 から始まる電話でおかけになる場合 電話 03-5539-2216



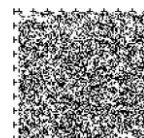
日常生活に常時特別な介護を必要とする 20 歳以上の在宅重度障がい者に支給される手当です。

◆対象者・・・障がいの程度が次の表に該当する方

次のアからエまでに定める障がいをもつ在宅の 20 歳以上の方	
ア、次の①から⑦までに定める障がいがある 2 つ以上ある在宅の 20 歳以上の方。 ①両眼の視力の和が 0.04 以下のもの ②両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの ③両上肢の機能に著しい障がいをもつもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障がいをもつもの ④両下肢の機能に著しい障がいをもつもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの ⑤体幹の機能に座していることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいをもつもの ⑥前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの ⑦知的・精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められるもの	
イ、上記ア①から⑦までに定める障がいがある 1 つあり、かつそれ以外の国民年金 2 級程度の障がいがある 2 つあり、あわせて 3 つの障がいがある在宅の 20 歳以上の方	
ウ、上記ア③から⑤までに定める身体の機能の障がいがある 1 つあり、それが特に重度であるため、日常生活動作能力の評価が極めて重度であると認められる在宅の 20 歳以上の方	
エ、上記ア⑥または⑦に定める病状又は精神の障がいがある 1 つあり、その状態が絶対安静又は精神の障がいによっては日常生活動作能力の評価が極めて重度であると認められる在宅の 20 歳以上の方	

手当額	月額 28,840 円（令和 6 年度額）
支給月	2、5、8、11 月（前月までの 3 月分を支給します。）
対象除外	（1）病院に 3 ヶ月以上入院している方。 （2）施設に入所している方。 （3）障がい者本人又は扶養義務者に一定額以上の所得がある方。
申請に必要なもの	P 25 の一覧をご参照ください

◆問合せ先・・・滝沢市福祉部 地域福祉課 電話 656-6517/FAX 687-4318



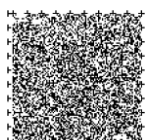
日常生活に常時特別な介護を必要とする 20 歳未満の在宅重度障がい者に支給される手当です。

◆対象者・・・障がいの程度が次の表に該当する方

次の①から⑩までに定める障がいの有する在宅の 20 歳未満の方	
①両眼の視力の和が 0.02 以下のもの	
②両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの	
③両上肢の機能に著しい障がいの有するもの	
④両上肢のすべての指を欠くもの	
⑤両下肢の用を全く廃したもの	
⑥両大腿を 2 分の 1 以上失ったもの	
⑦体幹の機能に座っていることができない程度の障がい有するもの	
⑧前各号に掲げるもののほか、体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	
⑨知的・精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの	
⑩身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	

手当額	月額 15,690 円（令和 6 年度額）
支給月	2、5、8、11 月（前月までの 3 月分を支給します。）
対象除外	（1）施設に入所している方。 （2）障がいを事由とする公的年金の給付を受けられることができる方。 （3）障がい者本人又は扶養義務者に一定額以上の所得がある方。
申請に必要なもの	P25 の一覧をご参照ください。

◆問合せ先・・・滝沢市福祉部 地域福祉課 電話 656-6517／FAX 687-4318



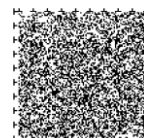
特別児童扶養手当



身体や精神に障がいのある 20 歳未満の児童を育てている父母または養育者に支給される手当です。

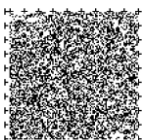
対象者	対象児童の障がいの程度が次の表に該当する方。障がいの程度によって 1 級・2 級の等級があります。
手当額	1 級 55,350 円、2 級 36,860 円（令和 6 年度額）
支給月	4、8、11 月（前月までの 4 月分を支給します。）
対象除外	（1）対象児童が施設に入所している方。 （2）対象児童が障がいを事由とする公的年金の給付を受けることができる方。 （3）受給者本人又は扶養義務者に一定額以上の所得がある方。
申請に必要なもの	P 25 の一覧をご参照ください。

◆問合せ先・・・滝沢市福祉部 地域福祉課 電話 656-6517／FAX 687-4318



<特別児童扶養手当の対象となる障がい>

1 級	①両眼の視力の和が0.04以下のもの ②両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの ③両上肢の機能に著しい障がいをも有するもの ④両上肢のすべての指を欠くもの ⑤両上肢のすべての指の機能に著しい障がいをも有するもの ⑥両下肢の機能に著しい障がいをも有するもの ⑦両下肢を足関節以上で欠くもの ⑧体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいをも有するもの ⑨前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの ⑩知的・精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの ⑪身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2 級	①両眼の視力の和が0.08以下のもの ②両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの ③平衡機能に著しい障がいをも有するもの ④そしゃくの機能を欠くもの ⑤音声又は言語機能に著しい障がいをも有するもの ⑥両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの ⑦両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障がいをも有するもの ⑧一上肢の機能に著しい障がいをも有するもの ⑨一上肢のすべての指を欠くもの ⑩一上肢のすべての指の機能に著しい障がいをも有するもの ⑪両下肢のすべての指を欠くもの ⑫一下肢の機能に著しい障がいをも有するもの ⑬一下肢を足関節以上で欠くもの ⑭体幹の機能に歩くことができない程度の障がいをも有するもの ⑮前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受け、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの ⑯知的・精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの ⑰身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの



児童扶養手当（父母の障がい）

児童扶養手当は、父（母）と生計をともにできない児童が養育されている家庭生活の安定と自立を助けるために、児童の母（父）や母（父）に代わってその児童を養育をしている方に支給される手当です。父（母）がいても、身体や精神に次の別表に掲げる重度の障がいがあり、18歳まで（障がいのある児童は20歳まで）の児童を養育している場合には支給されます。

<別表>

①次に掲げる視覚障がい

- イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
- ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
- ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4指標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2指標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
- ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの

②両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの

③両上肢の機能に著しい障がいを有するもの

④両上肢のすべての指を欠くもの

⑤両上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有するもの

⑥両下肢の機能に著しい障がいを有するもの

⑦両下肢を足関節以上で欠くもの

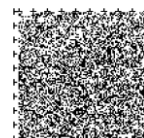
⑧体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいを有するもの

⑨前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障がいを有するもの

⑩精神に労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障がいを有するもの

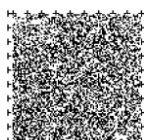
⑪傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障がいを有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

（備考）視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する



対象者	次に該当する児童（１８歳に達する日以降の最初の３月３１日までの間にある児童、または２０歳未満で心身に中度（特別児童扶養手当２級に該当する程度）以上の障がいがある児童）を養育している母（父）又は養育者です。 １．父母が離婚した後、父（母）と生計を同じくしていない児童 ２．父（母）が死亡した児童 ３．父（母）が重度の障がいの状態にある児童 など （おおむね、障害年金１級程度の方が該当します） ※対象となる児童が母（父）の配偶者（内縁関係、同居など婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人も含む）に養育されている場合は支給されません。
児童一人の場合 の手当額(令和 ６年４月改正)	（１）全部支給者 月額 ４５,５００円 （２）一部支給者 月額 １０,７４０円～４５,４９０円（所得に応じて算出されます。） ※一定額以上の所得がある方は、手当の一部または全部の支給が制限されます。
支給月	１, ３, ５, ７, ９, １１月（前月までの２ヶ月分を支給します。）
対象除外	（１）対象児童が施設に入所している方。 （２）対象児童を里親に委託されている方。
年金との併給	公的年金等（老齢年金、遺族年金、障害年金、労災年金などの公的年金や労働基準法による遺族補償等）を受給できる方は、年金等の月額が児童扶養手当の月額より低い場合に、その差額を受給できます。
申請に 必要なもの	P25の一覧をご参照ください。

◆問合せ先・・・滝沢市健康こども部 子育て課 電話 656-6520／FAX 684-2245



<特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当提出書類一覧>

提出書類	特別障害者 手当	障害児福祉 手当	特別児童 扶養手当	児童扶養手当 (父母の障がい)
認定請求書	○	○	○	○
認定診断書	○	○	○	○
公的年金調書				○
所得状況届	○	○		
手当の振込先に関する届	○	○	○	○
年金の受給額が分かる書類 (年金証書等)	○ (受給している方)	○ (受給している方)	○ (受給している方)	○ (受給している方)
戸籍謄本	○	○	○	○
所得証明書	○ (基準日に住所のな い方のみ)	○ (基準日に住所のな い方のみ)		
同居者全員のマイナンバー 確認書類	○	○	○	○
印鑑	○	○	○	○
通帳	○	○	○	○
身体障害者手帳・療育手帳・ 精神障害者保健福祉手帳	○ (取得している方)	○ (取得している方)	○ (取得している方)	○ (取得している方)

◆認定請求書、認定診断書等は、それぞれ指定の様式があります。

◆障がいの程度によっては、診断書の提出を省略できる場合があります。

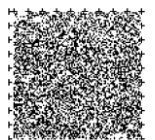
◆ご家族の状況によっては、追加で提出していただく書類又は提出が省略できる書類がありますので、事前にご相談ください。

心身障害者扶養共済制度



障がいのある方を扶養している保護者が生存中に毎月掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡、重度障がい）のことがあったときに、障がいのある方に終身年金を支給する任意加入の制度です。

加入できる保護者等の要件	(1) 岩手県に住所があること (2) 加入時の年度の4月1日現在時点の年齢が65歳未満であること (3) 特別の疾病又は障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること (4) 障がいのある方1人に対して加入できる保護者は1人であること
--------------	--



障がいのある方の範囲	(1) 知的障がい (2) 身体障害者手帳を所持し、その障がいがある方が1級から3級までに該当する障がい (3) 精神又は身体に永続的な障がいがあり、その障がい程度が(1)(2)と同程度の障がいと認められる方
給付(年金)の額	1口加入の方 月額 20,000 円、2口加入の方 月額 40,000 円
加入の手続き	加入申込書、加入者と加入者が扶養する障がいのある方の住民票、加入者告知書、障がいの種類と程度を証明する書類(身体障害者手帳、療育手帳、年金証書等)、印鑑、マイナンバー確認資料を持参の上、地域福祉課で手続きしてください。

◆掛金や年金給付の手続き方法など詳しくはご相談ください。

◆問合せ先・・・滝沢市福祉部 地域福祉課 電話 656-6517/FAX 687-4318

在宅重度障害者家族介護慰労手当

20歳以上65歳未満の重度障がい者と同居していて、常時その介護をしている方に支給されます。

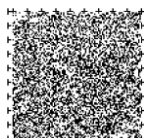
対象	特別障害者手当の対象者と同程度の障がいの状態にある方の介護者。
手当額	月額 3,500 円
支給月	3、6、9、12月(前月までの3月分を支給します。)
対象除外	(1) 障がい者が施設に入所しているとき。 (2) 障がい者が病院に3ヶ月以上入院しているとき。 (3) 過去1年間に一定の福祉サービスを利用したとき。 (4) 受給者及び配偶者、扶養義務者に前年分の所得税が課税されているとき。
手続き	身体障害者手帳、障害診断書、世帯全員の住民票、戸籍謄本、年金証書、年金額改定通知、印鑑、マイナンバー確認資料を持参の上、地域福祉課で手続きしてください。

◆問合せ先・・・滝沢市福祉部 地域福祉課 電話 656-6517/FAX 687-4318

自動車事故後遺症による介護料支給

自動車事故による被害者の方の援護のために、介護料の支給や医療施設の設置・運営による重度後遺障がい者への援護、育成資金の無利子貸付や友の会の運営・家庭相談による交通遺児等への援護を行っております。

◆問合せ先・・・自動車事故対策機構 岩手支所 電話 652-5101/FAX 652-5150
盛岡市中ノ橋通一丁目4-22 中ノ橋106ビル



5 医療

自立支援医療（精神通院）



精神疾患のために通院治療を受けている方で、必要と認められた場合、治療に要する費用の自己負担が1割になります。

費用負担	ひと月ごとに、精神通院医療でかかった費用の1割。ただし、所得に応じた負担上限月額が決められます。
有効期限	1年間（有効期限の3ヶ月前から更新手続きができます）
手続き	医師の診断書、健康保険証または保険者から交付された資格確認書もしくは資格情報のお知らせ、所得を確認できる書類、印鑑、マイナンバーカードを持参の上、地域福祉課で手続きをしてください。

◆問合せ先・・・滝沢市福祉部 地域福祉課 電話 656-6517/FAX 687-4318

自立支援医療（更生医療）



身体障がい者の障がい程度を軽くしたり、障がいを取り除いたりすることで、日常生活を容易にし、職業能力を高めるための医療が必要な場合、治療に要する費用の自己負担が1割になります。

対象	身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の方。
費用負担	ひと月ごとに、更生医療でかかった費用の1割。ただし、所得に応じた負担上限月額が決められます。
手続き	医師の意見書、健康保険証または保険者から交付された資格確認書もしくは資格情報のお知らせ、所得を確認できる書類、身体障害者手帳、印鑑、マイナンバーカードを持参の上、地域福祉課で手続きをしてください。

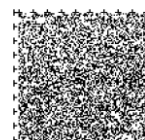
◆問合せ先・・・滝沢市福祉部 地域福祉課 電話 656-6517/FAX 687-4318

自立支援医療（育成医療）



身体に障がいのある児童、またはこのままの状態を放置すれば将来にわたり障がいを残すことが認められる児童に、障がい程度を軽くしたり、障がいを取り除いたりすることで、将来の生活能力を高めるための医療が必要な場合、治療に要する費用の自己負担が1割になります。

対象	身体障害者手帳の交付を受けている18歳未満の児童、またはそれと同程度の障がいと認められる児童。
費用負担	ひと月ごとに、育成医療でかかった費用の1割。ただし、所得に応じた負担上限月額が決められます。



手続き	医師の意見書、健康保険証または保険者から交付された資格確認書もしくは資格情報のお知らせ、所得を確認できる書類、印鑑、マイナンバーカードを持参の上、地域福祉課で手続きをしてください。
-----	--

◆問合せ先・・・滝沢市福祉部 地域福祉課 電話 656-6517/FAX 687-4318

自立支援医療の負担上限月額

自立支援医療で病院にかかったとき、費用の1割を自己負担します。また所得に応じたひと月あたりの負担上限額が設定になります。(令和6年3月31日現在)

一定所得以下			中間所得		一定所得以上
生活保護世帯	住民税非課税世帯で本人収入 80 万円以下	住民税非課税世帯で本人収入 80 万円超	住民税所得割 3 万 3 千円未満	住民税所得割 3 万 3 千円～ 23 万 5 千円未満	住民税所得割 23 万 5 千円 以上
生活保護 0 円	低所得 1 2, 500 円	低所得 2 5, 000 円	医療保険の自己負担限度額		自立支援医療 対象外
			育成医療の場合（経過措置）		
			5, 000 円	10, 000 円	
			高額治療継続者「重度かつ継続」の場合		
			中間所得 1 5, 000 円	中間所得 2 10, 000 円	一定所得以上 （経過措置） 20, 000 円

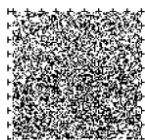
後期高齢者医療



後期高齢者医療は、75歳以上の方が対象となる制度ですが、65歳以上の方で一定以上の障がいがあると認められた方は、後期高齢者医療制度に加入することができます。

医療費負担	外来、入院とも後期高齢者医療制度でかかった医療費の1割(一定以上の所得がある方は、2割または3割負担)。ただし、所得に応じた自己負担限度額(月額)が決められます。
対象	(1) 身体障害者手帳1～3級及び4級の一部 (2) 精神障害者保健福祉手帳1・2級 (3) 療育手帳A判定 (4) 国民年金法等障害年金1・2級
手続き	上記障がいを証明する手帳または年金証書、健康保険証、印鑑、通帳、マイナンバー確認書類を持参の上、保険年金課で後期高齢者医療被保険者証の交付を受けてください。

◆問合せ先・・・滝沢市健康こども部 保険年金課 後期高齢者医療担当
電話 656-6529/FAX 684-2245



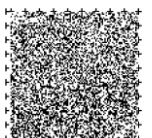
重度心身障がい者医療費助成



健康保険（保険証）で病院にかかったとき、支払った医療費（自己負担分）の一部払い戻しが受けられます。ただし、本人、配偶者及び扶養義務者等の所得により対象にならない場合があります。

対象	(1) 身体障害者手帳の1級・2級の交付を受けた方 (2) 療育手帳A判定の交付を受けた方 (3) 特別児童扶養手当1級の対象児童 (4) 国民年金法に定める障害基礎年金1級を受給している方 ※ 特別障害給付金の受給者で、障がいの程度が上記に該当する方。
給付額	医療機関ごと、月ごとに自己負担額から入院 5,000 円、入院外 1,500 円を引いた額が給付されます。 ※ 3 歳から就学前は入院 2,500 円、入院外 750 円を差し引いた額が給付されます。 ※ 3 歳未満・住民税非課税の場合は全額給付されます。
助成期間	(1) 資格を得た月の初日から (2) 資格に有効がある方は、有効期限の月末まで
手続き	身体障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当証書、障害基礎年金証書のいずれか、健康保険証、印鑑、医療費の振込先通帳を持参の上、保険年金課で受給者証の交付を受けてください。（転入者等で所得の分かる書類が必要な場合があります。）

◆問合せ先・・・ 滝沢市健康こども部 保険年金課 医療費助成担当
 電話 656-6530 / FAX 684-2245



特定医療費（指定難病）助成

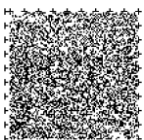
難病（発病の原因や経過があきらかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、該当疾患にかかることで長期にわたり療養が必要となるもの）のうち、国が指定する 341 疾病に該当する方に対して、医療保険の自己負担の一部を公費で負担します。

（実施主体：岩手県）

対象	指定難病に罹患されている方（国が定める診断基準を満たす方）のうち、次のいずれかを満たしている方 （１） 厚生労働大臣が定める重症度分類を満たす方 （２） 指定難病における治療において、申請のあった月以前の 12 か月以内に医療費（10 割分）が 33, 330 円を超える月が 3 か月以上ある方（軽症者特例） ※上記に該当するかどうかは、主治医にお問合せください。
対象疾患	対象となる疾患は令和 6 年 4 月 1 日現在 341 疾患です。 詳しくは「難病情報センター」ホームページをご覧ください。 https://www.nanbyou.or.jp/ 

◆問合せ先・・・

県央保健所保健課 電話 629-6573／盛岡市内丸 11-1 合同庁舎 2 階
滝沢市健康こども部 健康づくり課 電話 656-6527



6 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス



障がいの種別に関係なく、共通の福祉サービスが利用できます。また、就労に関する支援により、障がいのある人の自立を支えます。

障害者総合支援法によるサービスは、介護給付・特例介護給付、訓練等給付、特例訓練等給付、特定障害者特別給付（指定障害福祉サービス）及び特例特定障害者給付や補装具の給付などを行う自立支援給付と、市が主体となって行う地域生活支援事業に大きく分かれており、それぞれを組み合わせる利用することができます。

◆対象者・・・

身体障がい者	○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
知的障がい者	○障害年金等を受給している方
精神障がい者	○自立支援医療（精神通院）の受給者証の交付を受けている方
障がい児	○特定疾患医療受給者証、特定疾患医療登録者証、診断書などの疾患名が確認できる資料の交付を受けている方
難病患者等	※手帳等がなくても利用ができる場合がありますので、ご相談ください。

◆サービス利用の流れ・・・

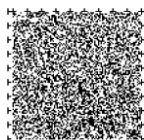
自立支援給付（介護給付・訓練等給付）、地域生活支援事業ともサービスを利用するためには、事前の申請と支給決定が必要です。

自立支援給付 (介護給付・訓練等給付)	地域生活支援事業	内 容
①相談 ↓	①相談 ↓	どのようなサービスが必要か、市または相談支援事業所に相談します。
②申請・障害支援区分 認定調査 ↓	②申請 ↓	利用申請を行うとともに、現在の生活や障がいの状況について調査が行われます。
③障害支援区分 認定審査会 ↓		調査結果と医師意見書をもとに市の審査会で、障害支援区分が決定されます（介護給付）。
④サービス等利用計画 案の提出		本人のニーズや支援目標、必要なサービスの種類や支給量などが書かれた計画を相談支援事業所が提出します。
⑤支給決定 ↓	③支給決定 ↓	サービス支給量、支給期間などが決まり、受給者証（決定通知書）が交付されます。
⑥事業者と契約 ↓	④事業者と契約 ↓	サービスを利用する事業所を選んで契約します。契約先に受給者証を提示します。
⑦ サービス利用	⑤サービス利用	サービスの利用を開始します。



介護給付・訓練等給付・児童福祉法給付（指定障害福祉サービス）

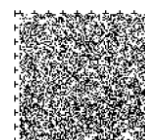
サービスの体系・種類		内 容
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴や排せつ、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護サービスを行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅での入浴、食事、外出時の移動支援などを総合的にを行います。
	同行援護	視覚に障がいのある方が外出する際、必要な援助（情報提供、代読等）を行います。
	行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより、行動が困難で常に介護の必要な方が外出するときに、危険を回避するために必要な支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人へ、居宅介護や移動支援を包括的にを行います。
	短期入所（ショートステイ）	介護者が病気などで介護ができない時、短期的に施設で入浴、食事等の介護を行います（宿泊利用）。
	療養介護	医療と介護が常に必要な人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、日常生活の介護等を行います。
	生活介護	常に介護が必要な人に、入浴、食事等の介護を行うとともに、創作活動や生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所しながら、夜間や休日の入浴、食事等の介護を行います。
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活・社会生活のため、一定期間身体機能又は生活能力の向上に必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労のための知識や能力向上に必要な訓練を行います。
	就労継続支援（A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供し、知識や能力向上に必要な訓練を行います。
	就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴って生じる生活面の課題に対応するための支援を行います。
	共同生活援助（グループホーム）	共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助（必要により夜間休日の入浴、食事等の介護）を行います。
	自立生活援助	施設等から一人暮らしに移行した人に、定期的な居宅訪問等によって、日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。



地域 相 談 支 援	地域移行支援	施設等に入所又は精神科病院に入院している方に対して、地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜の供与を行います。
	地域定着支援	居宅で単身等の状況で生活する方に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等において相談その他の便宜の供与を行います。
計 画 相 談 支 援	サービス利用支援	心身の状況、環境等を勘案し、利用サービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス等利用計画の作成等を行います。
	継続サービス利用支援 (モニタリング)	サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直し、変更等を行います。
児 童 福 祉 法 給 付	児童発達支援 (医療型児童発達支援)	主に未就学の障がい児に、日常生活での基本的動作や集団生活への適応訓練等を行います。(医療型は肢体不自由児を対象とします。)
	放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流等を行い放課後等の居場所づくりをします。
	保育所等訪問支援	保育所・幼稚園・小学校等に通う障がい児等について、施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための支援を行います。

* 介護給付サービスを利用する時は、障害支援区分認定調査と認定審査会による障害支援区分を決定してからの利用開始になります。

* 訓練等給付サービスを利用する時は、障害支援区分認定調査によるスコアを出してからの利用開始になります。



手続き・必要書類等	内容によって手続き・必要書類等が異なりますので、地域福祉課内の滝沢市基幹相談支援センターにご相談ください。	
費用負担	サービス利用に伴う自己負担分は、直接事業所に支払います。	
利用者負担上限月額	所得に応じてひと月あたり、サービスの種類ごとの上限額が設定されます。	
区 分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低 所 得	住民税非課税世帯	0 円
一 般 1	障がい児 住民税課税世帯（所得割 28 万円未満）	障がい児 4,600 円
	障がい者 住民税課税世帯（所得割 16 万円未満）	障がい者 9,300 円
一 般 2	住民税課税世帯（一般 1 に該当しない者）	37,200 円

＊収入、課税状況等を判断する時の世帯の範囲は、サービスを利用する人が 18 歳以上の場合は、利用する本人とその配偶者、18 歳未満の場合は、住民票上の世帯全員が基本になります。

＊多子軽減措置・・・

同一世帯に「就学前であり、かつ保育所等※を利用している児童」が複数名おり、支給申請に係る児童がそのうち第 2 子か、第 3 子以降である場合

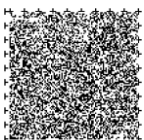
※保育所等：保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設、児童発達支援（医療型を含む）、保育所等訪問支援

＊就学前の障害児の発達支援の無償化について

- ・無償化の対象は満 3 歳になって初めての 4 月 1 日から 3 年間です。
- ・利用者負担以外の費用（医療費や食費等の現在実費で負担しているもの）は引き続きお支払いいただくことになります。
- ・幼稚園、保育所、認定こども園等とサービスの両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

◆問合せ・相談先・・・

- （１）滝沢市基幹相談支援センター（地域福祉課内） 電話 656-6517
- （２）指定相談支援事業所 別冊をご覧ください。



補装具の給付（交付・修理）



障がい者及び難病患者等の身体機能を補完、または代替するために使用される装具や車椅子等の支給を行います。

対象障がい	種 目
視覚障がい	盲人用安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障がい	補聴器
肢体不自由	義肢、装具、座位保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ（T字状・棒状のものを除く）、重度障害者用意思伝達装置
児童のみ	座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
難病患者等	車椅子、電動車椅子、歩行支援用具、意思伝達装置、整形靴

対象	身体障害者手帳の交付を受けている方及び難病患者等。
費用負担	補装具の購入または修理にかかった費用の1割を事業者に支払います。ただし、所得に応じた負担上限月額が決められます。
利用者負担 上限月額	所得に応じてひと月あたりの上限額が設定されます。 収入、課税状況等を判断する時の世帯の範囲は、補装具の給付を受ける人が18歳以上の場合、本人とその配偶者、18歳未満の場合、住民票上の世帯が基本になります。世帯の中に市町村民税の所得割が46万円以上の方がいる場合は、補装具の給付対象外になります（全額自己負担）。
手続き	身体障害者手帳（難病患者等は特定疾患医療受給者証、特定疾患医療登録者証、診断書などの疾患名が確認できる資料）、補装具見積書、岩手県福祉総合相談センターでの判定か医師の意見書、印鑑、マイナンバー確認書類を持参の上、地域福祉課で手続きをしてください。必ず購入前に申請を行ってください（購入後の手続きはできません）。

判定の取り扱い	区 分	種 目
岩手県福祉総合相談センターでの判定が必要なもの	新規交付	義肢（骨格構造）、電動車椅子
	再 交 付	義肢（骨格構造）、電動車椅子
相談センターでの判定または医師の意見書が必要なもの	新規交付	義肢（殻構造）、装具、座位保持装置
	再 交 付	義肢（殻構造）、装具、座位保持装置
医師の意見書が必要なもの	新規交付	補聴器、車椅子、重度障害者用意思伝達装置、眼鏡
	修 理	義肢（骨格構造）

* 上記の取り扱いを省略できる場合がありますので、事前にお問合せください。

* 岩手県福祉総合相談センターでの判定には予約が必要です。

◆問合せ先・・・滝沢市福祉部 地域福祉課 電話 656-6517/FAX 687-4318

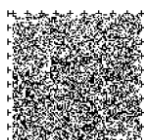


対象	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方及び難病患者等で症状の変動等により身体障害者手帳の取得ができないが一定の障害がある方。 ただし、障害支援区分などによりサービスの種類によっては受けられる場合と受けることができない場合があります。	
手続き	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか、特定疾患医療受給者証、特定疾患医療登録者証、診断書などの疾患名が確認できる資料、障害年金等の年金証書、家族全員の収入と課税状況が確認できる書類、印鑑を持参の上、地域福祉課で手続きしてください。	
費用負担	サービス利用に伴う自己負担分は、直接事業所に支払います。	
利用者負担 上限月額	地域活動支援センターⅠ型・Ⅱ型・Ⅲ型、移動支援、日中一時支援については、サービスの種類ごとに所得に応じてひと月あたりの上限額が設定されます。	

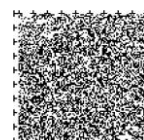
区 分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低 所 得	住民税非課税世帯	0 円
一 般 1	障がい児 住民税課税世帯(所得割 28 万円未満)	障がい児 4,600 円
	障がい者 住民税課税世帯(所得割 16 万円未満)	障がい者 9,300 円
一 般 2	住民税課税世帯（一般1に該当しない者）	37,200 円

* 介護給付費・訓練等給付費（障害福祉サービス費）との合算ではありませんのでご注意ください。

* 収入、課税状況等を判断する時の世帯の範囲は、地域生活支援事業を利用する人が 18 歳以上の場合は、利用する本人とその配偶者、18 歳未満の場合は、住民票上の世帯全員が基本になります。



サービスの種類	内 容	利用者負担
相談支援	障がい者(児)やその保護者、介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供と権利擁護のために必要な支援を行います。	なし
意思疎通支援	聴覚、言語機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることが困難な障がい者に、手話通訳者等の派遣を行います。	
訪問入浴サービス	重度身体障がい者の自宅に訪問し入浴サービスを行います。	所得に応じて
地域活動支援センターⅠ型	創作活動及び生産活動の機会の提供のほか、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療及び福祉並びに地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障がいに対する理解の向上を図るための普及啓発等を行う事業を実施します。	なし
地域活動支援センターⅡ型・Ⅲ型	就労が困難な在宅の障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。	原則サービスにかかった費用の 1割
移動支援	屋外での移動が困難な障がい者(児)の社会参加を促すため、外出のための支援を行います。ただし、通勤や営業活動、通年あるいは長期にわたる外出などには利用できません。	
日中一時支援	障がい者の日中活動の場を確保し、一時的に見守り支援等を行います。	
日常生活用具の給付	重度障がい者(児)に、日常生活の便宜を図るための支援用具等の給付を行います(品目・自己負担額についてはP38をご参照ください)。	



7 日常生活の援助

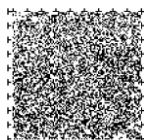
日常生活用具の給付



在宅の重度障がい者に、日常生活の便宜を図るための支援用具等の給付を行います。

費用負担	原則として費用の1割相当分。ただし所得に応じてひと月あたりの利用者負担上限額※があります。 また、品目ごとに基準額が定められており、基準額を超えた分及びその他実費が自己負担となります。
手続き	身体障害者手帳等、見積書、印鑑、マイナンバー確認書類を持参の上、地域福祉課で手続きしてください。※用具により医師の意見書が必要となる場合があります。 必ず購入する前に窓口へ相談のうえ申請してください。すでに購入したものは対象外になります。
※ 利用者負担上限額	
・収入、課税状況等を判断する時の世帯の範囲は、日常生活用具の給付を受ける人が18歳以上の場合は本人とその配偶者、18歳未満の場合は住民票上の世帯が基本になります。 ・世帯の中に市税が46万円以上の人がいる場合は、日常生活用具の給付対象外になります。(全額自己負担)	

◆問合せ先・・・滝沢市福祉部 地域福祉課 電話 656-6517/FAX 687-4318

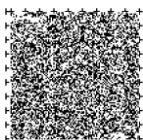


◆対象及び品目

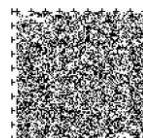
【第1類 介護・訓練支援用具】			
品目・種類	障害及び程度	基準額 (税込)	耐用 年数
特殊寝台 【介護保険優先】	(身体障がい児・者) ・下肢機能障害 2級以上 ・体幹機能障害 2級以上 (難病患者等) ・寝たきりの状態にある者	154,000 円	8 年
特殊マット 【介護保険優先】	(知的障がい児・者) ※障がい児は原則として3歳以上 ・知的障がいの程度が重度又は最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者 (身体障がい児) ※障がい児は原則として3歳以上 ・下肢機能障害 2級以上 ・体幹機能障害 2級以上 (身体障がい者) ※常時介護を要する者 ・下肢機能障害 1級 ・体幹機能障害 1級 (難病患者等) ・寝たきりの状態にある者	19,600 円	5 年
特殊尿器 【介護保険優先】	(身体障がい児・者) ※常時介護を要する者 ※障がい児は原則として学齢児以上 ・下肢機能障害 1級 ・体幹機能障害 1級 (難病患者等) ・自力で排尿できない者	67,000 円	5 年
入浴担架	(身体障がい児・者) ※入浴時に介助を要する者 ※障がい児は原則として3歳以上 ・下肢機能障害 2級以上 ・体幹機能障害 2級以上	82,400 円	5 年
体位変換器 【介護保険優先】	(身体障がい児・者) ※下着交換などに介助を要するもの ※障がい児は原則として学齢児以上 ・下肢機能障害 2級以上 ・体幹機能障害 2級以上 (難病患者等) ・寝たきりの状態にある者	15,000 円	5 年
移動用リフト 【介護保険優先】	(身体障がい児・者) ※障がい児は原則として3歳以上 ・下肢機能障害 2級以上 ・体幹機能障害 2級以上 (難病患者等) ・下肢又は体幹機能に障がいのある者	159,000 円	4 年
訓練いす	(身体障がい児) ※障がい児は原則として3歳以上 ・下肢機能障害 2級以上 ・体幹機能障害 2級以上	33,100 円	5 年
訓練用ベッド	(身体障がい児) ※障がい児は原則として学齢児以上 ・下肢機能障害 2級以上 ・体幹機能障害 2級以上 (難病患者等) ・下肢又は体幹機能に障がいのある者	159,200 円	8 年



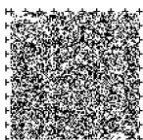
【第2類 自立生活支援用具】			
品目・種類	障害及び程度	基準額 (税込)	耐用 年数
入浴補助用具 【介護保険優先】	(身体障がい児・者) ※入浴時に介助を要する者 ※障がい児は原則として3歳以上 ・下肢機能障害 等級要件なし ・体幹機能障害 等級要件なし (難病患者等) ・入浴時に介助を要する者	90,000 円	8 年
便器 【介護保険優先】	(身体障がい児・者) ※障がい児は原則として学齢児以上 ・下肢機能障害 2 級以上 ・体幹機能障害 2 級以上 (難病患者等) ・常時介護を要する者	4,450 円 (加算) ・手すり 950 円	5 年
頭部保護帽	てんかんの発作等により頻繁に転倒する者で、下記の障がいをもつ者 (知的障がい児・者) ・知的障がいの程度が重度又は最重度である者 (精神障がい者) ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 ・自立支援医療(精神通院医療)を受給している者 【在宅以外の者の給付申請可】	オーダーメイド 15,656 円 オーダーメイド(プラスチック使用) 37,852 円 レディメイド オーダーメイドの 80%以内 レディメイド (プラスチック使用) オーダーメイドの 80%以内	3 年
イヤーマフ	聴覚過敏を原因に日常生活が困難で、医師等によりイヤーマフの装着の必要性を認められる、下記の障がいをもつ者 (知的障がい児・者) ・知的障がいの程度が重度又は最重度である者	20,000 円	2 年
T 字状・棒状のつえ	(身体障がい児・者) ・軽度にバランス能力の低下が認められ、握力は比較的良好に保たれている者 【在宅以外の者の給付申請可】	つえ(主体木材、外装ニス塗装) 2,266 円 つえ(主体軽金属、外装なし) 3,090 円 (加算) ・夜行材付 422 円 ・前面夜行材付 1,236 円 ・ラッカー使用 370 円	3 年
移動・移乗支援用具 (手すり、スロープ等)	(身体障がい児・者) ※障がい児は原則として3歳以上 ※家庭内の移動等において介助を必要とする者 ・平衡機能障害 等級要件なし ・下肢機能障害 等級要件なし ・体幹機能障害 等級要件なし (難病患者等) ・下肢機能に障がいのある者	60,000 円	8 年



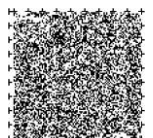
品目・種類	障害及び程度	基準額 (税込)	耐用 年数
特殊便器	(知的障がい児・者) ※障がい児は原則として学齢児以上 ・知的障がいの程度が重度又は最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者 (身体障がい児・者) ※障がい児は原則として学齢児以上 ・上肢機能障害 2 級以上 (難病患者等) ・上肢機能に障がいのある者	151,200 円	8 年
火災警報器 (1 世帯 2 台まで)	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 (知的障がい児・者) ・知的障がいの程度が重度又は最重度である者 (身体障がい児・者) ・障害等級 2 級以上	15,500 円	8 年
自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 (知的障がい児・者) ・知的障がいの程度が重度又は最重度である者 (身体障がい児・者) ・障害等級 2 級以上 (難病患者等) ・難病患者である者	28,700 円	8 年
電磁調理器	盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯 (知的障がい者) ・知的障がいの程度が重度又は最重度である 18 歳以上の者 (身体障がい者) ※盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯 ・視覚障害 2 級以上	41,000 円	6 年
歩行時間延長信号機 用小型送信機	(身体障がい児・者) ※障がい児は原則として学齢児以上 ・視覚障害 2 級以上	7,000 円	10 年
聴覚障がい者用屋内 信号装置	聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる世帯 (身体障がい者) ・聴覚障害 2 級以上	87,400 円	10 年



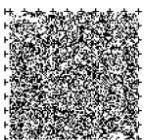
【第3類 在宅療養等支援用具】			
品目・種類	障害及び程度	基準額 (税込)	耐用 年数
透析液加温器	(身体障がい児) ※障がい児は原則として3歳以上 ・じん臓機能障害 3級以上 (身体障がい者) ※自己連続携行式腹膜灌流法 (CAPD) による透析療法を行う者 ・じん臓機能障害 3級以上	51,500 円	5 年
ネブライザー (吸入器)	(身体障がい児・者) ※障がい児は原則として学齢児以上 ・呼吸器機能障害 3級以上又は同程度の障がいを持つも ので、必要と認められる者 (難病患者等) ・呼吸器機能に障がいがある者	36,000 円	5 年
電気式たん吸引器	(身体障がい児・者) ※障がい児は原則として学齢児以上 ・呼吸器機能障害 3級以上又は同程度の障がいを持つも ので、必要と認められる者 (難病患者等) ・呼吸器機能に障がいがある者	56,400 円	5 年
酸素ボンベ運搬車	(身体障がい児・者) ※医療保険における在宅酸素療法を行う者 ・身体障害者手帳の交付を受けた者	17,000 円	10 年
盲人用音声式体温計	(身体障がい児・者) ※盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯 ※障がい児は原則として学齢児以上 ・視覚障害 2級以上	9,000 円	5 年
盲人用体重計	(身体障がい者) ※盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯 ・視覚障害 2級以上	18,000 円	5 年
盲人用血圧計 (音声 式)	(身体障がい者) ※盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯 ・視覚障害 2級以上	15,000 円	5 年
動脈血中酸素飽和度 測定器 (パルスオキシメー ター)	(身体障がい児・者) 医療保険における在宅酸素療法を行うか又は人工呼吸器を 常時必要とする者であって、下記の障がいの有し、用具の使 用が必要と認められる者 ・呼吸器機能障害 ・心臓機能障害 ・同程度の障がいを持つ重複障がい児、者 (難病患者等) ・人工呼吸器の装着が必要な者	157,500 円	5 年



【第4類 情報・意思疎通支援用具】			
品目・種類	障害及び程度	基準額 (税込)	耐用 年数
携帯用会話補助装置	(身体障がい児・者) 発声・発語に著しい障害を有する者で下記の障がいをも有する者 ・音声機能障害 ・言語機能障害 ・肢体不自由 【在宅以外の者の給付申請可】	98,800 円	5 年
パーソナルコンピュータ	将来にわたり文字を書くことが不可能なもので下記の障害を有する者 (身体障がい児・者) ※障がい児は原則として学齢児以上 ・上肢機能障害 2 級以上 ・上肢機能及び音声言語機能の重複障害 2 級以上 (難病患者等) ・同程度の障害を有し、診断書の交付を受けた者	100,000 円	6 年
情報・通信支援用具	(身体障がい児・者) ※障がい児は原則として学齢児以上 ※重度身体障がい児・者 ・上肢機能障害 2 級以上 ・視覚障害 2 級以上 【在宅以外の者の給付申請可】	100,000 円	5 年
点字ディスプレイ	(身体障がい者) ・視覚障害 2 級以上及び聴覚障害 2 級以上の重複障がい者 ・視覚障害 2 級以上であって、用具の仕様が必要と認められる者 【在宅以外の者の給付申請可】	383,500 円	6 年
点字器	(身体障がい児・者) 視力低下や視野狭窄により、文字の読み書きが困難になっている者 【在宅以外の者の給付申請可】	標準型(真鍮板製) 10,712 円	標準型 7 年 携帯型 5 年
		標準型(プラスチック製) 6,798 円	
		携帯型(アルミニウム製) 7,416 円	
		携帯型(プラスチック製) 1,699 円	
点字タイプライター	(身体障がい児・者) 本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者 ・視覚障害 2 級以上	63,100 円	5 年
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	(身体障がい児・者) ※障がい児は原則として学齢児以上 ・視覚障害 2 級以上	録音再生機 85,000 円	6 年
		再生専用機 35,000 円	
視覚障がい者用活字文書読上げ装置	(身体障がい児・者) ※障がい児は原則として学齢児以上 ・視覚障害 2 級以上	99,800 円	10 年
視覚障がい者用拡大読書器	(身体障がい児・者) ※障がい児は原則として学齢児以上 本装置により文字等を読むことが可能になる者 ・視覚障害 等級要件なし	198,000 円	8 年



品目・種類	障害及び程度	基準額（税込）	耐用年数
視覚障がい者用 IC タグレコーダー	（身体障がい児・者） ※障がい児は原則として学齢児以上 ・視覚障害 2 級以上	59,800 円	5 年
盲人用時計	（身体障がい者） ・視覚障害 2 級以上 【在宅以外の者の給付申請可】	触読時計 10,300 円 音声時計 13,300 円	10 年
聴覚障がい者用通信装置	コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者 （身体障がい児・者） ・聴覚障害 等級要件なし ・発声・発語に著しい障がい有する者	71,000 円	5 年
聴覚障がい者用情報受信装置	（身体障がい児・者） 本装置によりテレビの視聴が可能になる者 ・聴覚障害 等級要件なし	88,900 円	6 年
人工咽頭 （人工咽頭）	（身体障がい児・者） ・咽頭摘出者、発声に関与する筋肉に麻痺が生じた者で発声困難な者等 【在宅以外の者の給付申請可】	笛式 5,150 円 （加算） 気管カニューレ 3,193 円 電動式 72,203 円	4 年 5 年
人工咽頭 （埋込型用人工鼻）	（身体障がい児・者） ・咽頭を摘出した音声・言語機能障がい者及び障がい児であって、常時埋込型の人工咽頭を使用するもので必要と認められる者 【在宅以外の者の給付申請可】	埋込型用人工鼻（消耗部分） 月額 24,200 円 埋込型用人工鼻（本体部分） 52,800 円	— 1 年
人工内耳用電池	人工内耳埋込手術を受け、現に人工内耳を使用しているもので必要と認められる者 （身体障がい児・者） ・聴覚障害 等級要件なし	人工内耳用空気電池 月額 2,000 円 人工内耳用充電式電池 16,800 円	— 1 年
人工内耳用充電器	人工内耳埋込手術を受け、現に人工内耳を使用しているもので必要と認められる者 （身体障がい児・者） ・聴覚障害 等級要件なし	25,200 円	5 年
点字図書	（身体障がい児・者） 主に情報の入手を点字によっている者 ・視覚障害 等級要件なし	—	—



【第5類 排泄管理支援用具】			
品目・種類	障害及び程度	基準額 (税込)	耐用 年数
ストーマ装具	(身体障がい児・者) 人工ぼうこう又は人工肛門を造設している者 ・ぼうこう機能障害 ・直腸機能障害 ・小腸機能障害 【在宅以外の者の給付申請可】 ※災害時に備えたストーマ用装具の保管事業を実施しており ます。詳細についてはお問合せください。	消化器系 月額 8,858 円 ※人工肛門 1 箇所毎	—
		尿路系 月額 11,639 円 ※人工ぼうこ う 1 箇所毎	
紙おむつ	(身体障がい児・者) ※障がい児は原則として3歳以上 次のいずれかに該当し、身体障害者福祉法第15条に規定する 医師等により必要と認められる者 (1) 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の 著しいびらん、ストーマの変形のためストーマ装具を装着す ることができない者 (2) 先天性疾患に起因する神経障害による高度の排尿機能障 害又は高度の排便機能障害のある者 (3) 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機 能障害にある者 (4) 脳原性運動機能障害等により排尿又は排便の意思表示が 困難な者 【在宅以外の者の給付申請可】	月 額 12,000 円	—
収尿器	脊髄損傷などにより排尿を自分の意志でコントロールするこ とができず、常時失禁状態にある者 【在宅以外の者の給付申請可】	男性用（普通 型） 月額 7,931 円	—
		男性用（簡易 型） 月額 5,871 円	
		女性用（普通 型） 月額 8,755 円	
		女性用（簡易 型） 月額 6,077 円	
【第6類 住宅改修費】			
居宅生活動作補助用 具 【介護保険優先】	(身体障がい児・者) ※障がい児は原則として学齢児以上 ・下肢機能障害 3級以上 ・体幹機能障害 3級以上 ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移 動機能障害に限る)3級以上 ・特殊便器への取替えをする場合は、上肢機能障害2級以 上 (難病患者等) ・下肢又は体幹機能に障がいのある者	200,000 円	原則 1回 限り

備考1 幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じて取扱うものとする。

備考2 難病患者等とは、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律施行令別表に定めるものであって、日常生活用具が必要と認められる者とする。

備考3 用具、障がいの状況によっては、医師又はケアマネージャー、理学療法士の意見書により給付の判断をするものとする。



酸素濃縮器の使用に伴う助成



在宅で酸素療法を行っている呼吸器に障がいのある方に対し、酸素濃縮器で使用する電気料金の一部を助成します。

対象	身体障害者手帳の総合等級が3級で、呼吸器に障がいのある方。
助成額	1日の酸素濃縮器の使用時間が12時間以上 月額1,900円 1日の酸素濃縮器の使用時間が12時間未満 月額800円
対象除外	一定以上の所得のある方。
手続き	身体障害者手帳、在宅酸素療法指示書（写し）、預金通帳、印鑑、マイナンバー確認書類を持参の上、地域福祉課で手続きしてください。

◆問合せ先・・・滝沢市福祉部 地域福祉課 電話 656-6517/FAX 687-4318

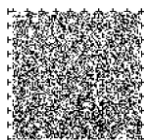
高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業



在宅の障がい者や高齢者がいる世帯で、日常生活動作や介護動作の改善を目的とした住宅改修に必要な経費の一部を補助します。

対象者	(1) 要援護高齢者（介護保険の要介護・要支援の認定を受けた方） (2) 身体障害者手帳1～3級の方（一部の方を除く）
対象除外	(1) 対象者の所得が一定額以上の場合 (2) 対象者の配偶者又は扶養義務者（生計維持者）の所得が一定額以上の場合 (3) 新築、増築の場合 (4) 賃貸住宅の場合（特に必要な場合を除く） (5) 平成14年度以降に新築した住宅の場合（特に必要な場合を除く） (6) 以前に本事業の助成を受けた住宅（特に必要な場合を除く）
対象経費	対象者又はその介護者の日常生活動作や介護動作の改善を目的とした室内の改修（玄関、廊下、階段、台所、トイレ、浴室、洗面所等の段差解消や手すりの設置など）にかかった経費。ただし、80万円を上限とします。
補助額	1世帯あたり改修にかかった経費から改善費控除額を引いた額の3分の2に相当する額。ただし助成限度額は40万円で、原則1回限りです。
手続き	身体障害者手帳、印鑑、申請書、工事計画書、委任状兼承諾書、住宅改造の承諾書（申請者と住宅所有者が異なる場合のみ）、改修工事の見積書及び図面、改修したい箇所（改修前）の写真を持参の上、高齢者福祉課で手続きをしてください。着工後の申請はできませんので、必ず事前にご相談ください。

※「介護保険住宅改修」、「居宅生活動作補助用具（日常生活用具）」のいずれかと合わせて利用可能。



介護保険の住宅改修

在宅の介護保険の要介護者・要支援者が、下記の種類の住宅改修を実際に居住する住宅について行ったときは、対象となる経費について公費負担割合分を給付します。

対 象 者	介護保険の要介護・要支援の認定を受けた方
助成内容	(1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止、移動の円滑化等のための床、通路面の材料の変更 (4) 引き戸への扉の取り替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他これらの各工事に付帯して必要な工事
給付内容	対象経費の9割。(一定以上の収入がある方は8割又は7割) ただし、20万円を上限額として、上限額に達するまで利用できます。
手 続 き	事前にケアマネジャー等に相談し、提出書類を揃えてください。印鑑、申請書、住宅改修が必要である理由書、住宅改修の承諾書(申請者と住宅所有者が異なる場合のみ)、改修工事の見積書及び図面、改修したい箇所(改修前)の写真を持参の上、高齢者福祉課で手続きをしてください。着工後の申請はできませんので、必ず事前にご相談ください。

※「高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業」と合わせて利用可能。

◆問合せ先・・・滝沢市福祉部 高齢者福祉課 電話 656-6521/FAX 687-4318

居宅生活動作補助用具(日常生活用具)



在宅の障がい者がいる世帯で、住環境の改善に必要な経費の一部を助成します。

対 象	・下肢、体幹、移動機能障がい3級以上の障がい者または3歳以上の障がい児。ただし、特殊便器への取り替えは上肢機能障がい2級以上の者 ・下肢または体幹機能に障害のある難病患者等
助成内容	次にあげる住宅生活動作補助用具の購入及び改修にかかった経費。ただし20万円を限度、原則1回限りとします。 (1) 手すりの取付け (2) 床段差の解消 (3) すべりを防止したり移動を容易にしたりするための床材の設置 (4) 引き戸等の扉の取替え (5) 洋式便器等へ取替え(特殊便器へ取替え：上肢機能障がい2级以上) (6) 上記の改修に付帯して必要となる住宅改修
手 続 き	身体障害者手帳、印鑑、マイナンバー確認書類、改修工事の見積書及び図面、改修したい箇所(改修前)の写真を持参の上、地域福祉課で手続きをしてください。改修工事後の申請はできませんので、必ず事前にご相談ください。

※「高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業」と合わせて利用可能。

◆問合せ先・・・滝沢市福祉部 地域福祉課 電話 656-6517/FAX 687-4318



訪問ふくし理容サービス

理容店に行くことが困難な方の自宅へ理容師が直接出向いて散髪等を行います。

対象	在宅の寝たきり高齢者や障がい者で、理容店での理容が困難な方
利用方法	年6枚の理容券が交付されますので、理容サービス協力店に直接電話予約してください。
料金	理容券1枚につき1,000円が自己負担になります。

◆問合せ先・・・滝沢市社会福祉協議会 電話 684-1110/FAX 684-1121

生活福祉資金貸付制度



経済的自立と生活意欲の助長、社会参加の促進を図るために、高齢者世帯、障がい者世帯、低所得世帯への生活資金の貸付を行っています。

主な貸付資金	(1) 住宅の増改築、補修等に必要な経費 (2) 障がい者用自動車の購入に必要な経費 (3) 負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費 等
対象	低所得者世帯（市町村民税非課税世帯又は生活保護法に基づく生活扶助算定基準の1.7倍以下の世帯）、障がい者世帯

◆問合せ先・・・滝沢市社会福祉協議会 電話 684-1110/FAX 684-1121

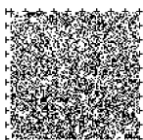
日常生活自立支援事業



ひとりでは日常生活の判断に不安がある方が地域で安心した生活が送れるように支援する事業です。

対象者	認知症、知的障がい、精神障がいなどのため日常生活上の判断に不安がある方
支援の内容	支援計画に基づき、次のような支援を行います。 (1) 福祉サービス等の利用契約の手続き、支払い等の援助 (2) 日常的な金銭管理 (3) 書類等の預かり
利用方法	利用者からの事前の相談と希望を確認した上で、専門員が支援計画を作成します。支援計画が承諾されれば、利用契約を結び、生活支援員によるサービスの提供が開始となります。
料金	契約後、支援計画によりサービスを受けたとき、1時間につき1,300円

◆問合せ先・・・滝沢市社会福祉協議会 電話 684-1110/FAX 684-1121



車いすの貸し出し

市民の方を対象に高齢や障がい、怪我などを理由に車いすが必要な方へ車いすの貸し出しをしています。

◆期間・・・2ヶ月以内 ◆料金・・・無料

◆問合せ先・・・滝沢市社会福祉協議会 電話 684-1110/FAX 684-1121

成年後見制度



認知症や知的障がい、精神障がいなどのため判断能力が十分でない方のために、家庭裁判所が援助者を選び、その援助者が本人のために支援活動を行う制度です。

本人の判断能力の程度によって、後見、保佐、補助に区分されます。

◆対象者と援助の種類

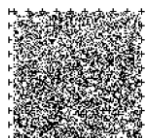
	後 見	保 佐	補 助
対 象	認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力を欠く状況にある方	認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が著しく不十分な方	認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方
職 務	本人に代わって預貯金に関する取引、介護や治療に関する契約の締結、財産管理等。	本人が行う重要な財産行為に同意することや、保佐人の同意を得ない財産行為を取り消すこと等。	本人の意思を尊重しながら、適切な同意を与えることや、本人の行為を取り消すこと等。

手続き	家庭裁判所に成年後見を開始したいことの申し立てを行います。申し立てができる人は、本人、配偶者、四親等以内の親族、任意後見人、検察官、市町村長等です。申し立てから後見人等の決定までに3ヶ月くらいかかります。
費用	収入印紙、登記印紙、郵便切手代として約1万円。本人の精神鑑定が必要な場合は、別途鑑定費用として5万～10万円かかることがあります。

◆問合せ先・・・

・盛岡家庭裁判所：電話 622-3452/盛岡市内丸 9-1

・成年後見センターもりおか：電話 626-6112/盛岡市大通1丁目1番16号（岩手教育会館2階）



8 交通・移動

福祉タクシー助成券



在宅重度障がい者の社会参加の促進や通院等の便宜を図るために、タクシーを利用する時の助成券を交付します。

対象	(1) 身体障害者手帳総合等級1級の方 (2) 身体障害者手帳総合等級2級で身体障害者手帳に下肢、体幹、視覚のいずれかの障がい記載されている方 (3) 療育手帳A判定の方 (4) 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の方
対象外の方	(1) 社会福祉施設に入所している方 (2) 自動車税又は軽自動車税の減免を受けている方 (3) 学校等の寄宿舎に入寮している児童又は生徒 (4) 障がい者本人又は配偶者に住民税が課税されている方（児童の場合は、同一世帯に住民税課税者がいる方）
助成内容	タクシー券をひと月あたり2枚交付します。タクシー利用時に、障害者手帳とともに提示してください。（令和6年度1枚あたり600円）
利用できるタクシー	盛岡地区タクシー業協同組合に加盟しているタクシーと市と契約している 個人タクシー（詳しくは、交付されたタクシー券綴りの裏面をご覧ください）。

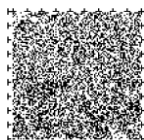
◆問合せ先・・・滝沢市福祉部 地域福祉課 電話 656-6517/FAX 687-4318

自動車改造費の助成



障がい者本人が就労等のために自ら所有し運転する自動車を改造もしくは購入、又は障がい者（児）の介護者が所有し、介護する障がい者（児）の移動のために使用する自動車を改造もしくは購入するのに必要な経費の一部を助成します。障がい者（児）本人と同一世帯の最多収入者の前年中所得が一定額未満の方が対象です。

対象	(1) 自ら所有し運転する場合 身体障害者手帳の等級1級又は2級で、手帳の障害名欄に上肢、下肢又は体幹機能障がいのいずれかの障がい名が記載されている方 (2) 介護者が所有し運転する場合 身体障害者手帳の等級1級又は2級で、手帳の障害名欄に上肢、下肢又は体幹機能障がいのいずれかの障がい名が記載されている方と同一世帯に属する介護者
対象経費	自動車の操向装置及び駆動装置等の改造に要する経費又は同様の装置等が装備された自動車を購入する経費



助成額	上限10万円 ※自動車を購入する場合は、車両本体価格と標準型車両本体価格の差額
手続き	身体障害者手帳、印鑑、見積書（改造費用もしくは車両本体価格と標準型車両本体価格の差額がわかるもの）、車検証または購入契約書（発注書）、運転免許証、振込先口座の写しを持参の上地域福祉課で手続きをしてください。 改造後、購入後の申請はできませんので、必ず事前にご相談ください。

◆問合せ先・・・滝沢市福祉部 地域福祉課 電話 656-6517/FAX 687-4318

バス運賃の割引



身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（写真添付のもの）を所持する方は乗車キロ数に関係なく、5割引となります。また、第1種の身体障害者手帳またはA判定の療育手帳をお持ちの方は付添人も5割引となります。なお、付添人の割引は手帳を所持する方1人につき1人までです。利用の際は必ず手帳を呈示してください。高速バス、長距離バスを利用する場合又は県外でバスを利用する場合は割引制度が実施されているか否かを事前に確認してください。詳しくは各バス会社の窓口へ問合せください。

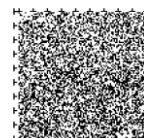
タクシー運賃の割引



障がい者手帳所持者が県内のタクシーを利用する場合に、運賃が割引になることがあります。

対象	(1) 身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている方 (2) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が対象となる事業所については、事業所によって異なりますので各事業所へお問合せください。
割引率	10%
利用方法	運賃を支払うとき、手帳を提示してください。

◆問合せ先・・・岩手県タクシー協会 電話 638-1761、各タクシー会社



J R 運賃の割引



身体障害者手帳及び療育手帳を所持する方は JR 線について次の割引が適用となります。乗車券購入のとき、発券窓口で手帳を提示してください。

対象	割引対象乗車券類	割引率	注意事項
第 1 種障がい者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。但し回数乗車券は JR 線区間単独の発売となります。
第 1 種障がい者とその介護者、又は 12 歳未満の障がい者とその介護者	定期乗車券 (小児定期乗車券を除きます。)	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。小児定期旅客運賃については割引を適用しません。
第 1 種、第 2 種障がい者が単独でご利用になる場合	普通乗車券	50%	片道の営業キロが 100 キロを超える場合 (私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。)

※JR 線と私鉄線等他の鉄道会社線をまたがる区間は 1 枚で発売できる範囲が予め決められています。(精神障害者保健福祉手帳は令和 7 年 4 月 1 日から導入されます。)

※障がい者と介護者がご利用になる場合は、同一区間の乗車券類をお買い求めいただきます。

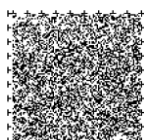
◆問合せ先・・・最寄りの JR 各駅またはみどりの窓口

I G R いわて銀河鉄道運賃の割引



I G R いわて銀河鉄道線(盛岡～目時)について、次の割引が適用となります。乗車券購入のとき、発券窓口で手帳を提示してください。

	対象	割引対象乗車券類	割引率
身体障がい者	第 1 種の身体障がい者手帳所持者が単独又はその介護者と利用	普通乗車券※ 回数乗車券※ 定期乗車券※	50%
	12 歳未満の第 2 種身体障がい者とその介護者とともに乗車する場合	定期乗車券	50%
	第 2 種の身体障がい者手帳所持者 (単独)	普通乗車券 回数乗車券 定期乗車券	50%



	対象	割引対象乗車券類	割引率
知的障がい者	療育手帳 A 判定所持者が単独又はその介護者と利用	普通乗車券※ 回数乗車券※ 定期乗車券※	50%
	12 歳未満の療育手帳 B 判定所持者とその介護者とともに乗車する場合	定期乗車券	50%
	療育手帳 B 判定所持者（単独）	普通乗車券 回数乗車券 定期乗車券	50%
精神障がい者	精神障がい者手帳 1 級所持者が単独又はその介護者と利用	普通乗車券※ 回数乗車券※ 定期乗車券※	50%
	12 歳未満の 2 級または 3 級精神障がい者とその介護者とともに乗車する場合	定期乗車券	50%
	2 ～ 3 級所持者（単独）	普通乗車券 回数乗車券 定期乗車券	50%

※回数乗車券・・・障がい者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。

※介護者・・・購入する乗車券の種類・乗車区間及び有効期間が障がい者同一で、障がい者の乗車券と同時に購入する者であること。

※介護者の同行・・・購入した乗車券は障がい者とその介護者が同一の列車に乗車する場合に限って有効となる。

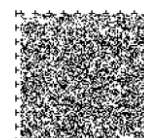
◆問合せ先・・・I G Rいわて銀河鉄道 インフォメーション 電話 626-9151

航空旅客運賃、旅客船運賃の割引



身体障害者手帳及び療育手帳、精神障害者福祉手帳所持者や介護者が利用する場合、運賃が割引になることがあります。

各会社によって異なりますので、詳細はご利用の購入窓口にお問合せください。



対象	(1) 身体障害者手帳の交付を受けている方が自ら運転する場合 (2) 第1種身体障害者手帳か療育手帳A所持の方を乗せて介護者が運転する場合
割引率	50%
手続き	割引を受けるためには、事前に地域福祉課での手続きが必要です。

(1) 滝沢市福祉部 地域福祉課で受付

登録に必要なものは次の通りです

E T Cを利用する場合	E T Cを利用しない場合
○身体障害者手帳または療育手帳 ○登録する車の車検証 ○免許証（本人が運転する場合のみ） ○E T Cカード（原則、障がい者名義） ○車載器のE T Cセットアップ証明書等	○身体障害者手帳または療育手帳 ○登録する車の車検証 ○免許証（本人が運転する場合のみ）



(2) 申請後、手帳に割引証明のシールを貼付します。



(3) 有料道路事業者への登録申込

「E T C利用対象者証明書」を事業者へ郵送します。後日、E T C割引の開始日のお知らせがあります（約2週間かかります）。



(3) 割引開始

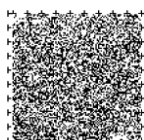
料金所で手帳を提示して、割引後の料金を支払います。

(4) 割引開始

E T Cレーンをノンストップで通過。システム上で割引になります。

※E T Cご利用の場合はオンライン申請も可能です。

（オンライン申請受付サイト）<https://www.expressway-discount.jp>
申請にはマイナンバーカードが必要です。



9 税金

所得税の障害者控除



本人または控除対象配偶者、扶養親族が次の障がいにあたる場合は、以下のとおり所得税の控除が受けられます。

- ・会社等に勤務している方は、勤務先の給与担当課に手帳を提示してください。
- ・自営業等の方は、所得税の確定申告の際に手帳を提示してください。

控除の種類	対 象 者	所得控除額
特別障害者控除	(1) 身体障害者手帳 1 級から 2 級 (2) 療育手帳 A (3) 精神障害者保健福祉手帳 1 級	40 万円
同居特別障害者控除の加算	同一生計配偶者または扶養親族が同居している特別障害者の場合、特別障害者控除の額に別途加算されます。	特別障害者控除の額 + 35 万円
障害者控除	(1) 身体障害者手帳 3 級から 6 級 (2) 療育手帳 B (3) 精神障害者保健福祉手帳 2 級・3 級	27 万円

◆問合せ先・・・盛岡税務署 盛岡市本町通三丁目 8-37 電話 622-6141

住民税の障害者控除

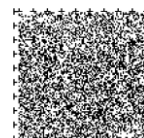


本人または控除対象配偶者、扶養親族が次の障がいにあたる場合は、以下のとおり住民税の控除が受けられます。

控除の種類	対 象 者	所得控除額
特別障害者控除	(1) 身体障害者手帳 1 級から 2 級 (2) 療育手帳 A (3) 精神障害者保健福祉手帳 1 級	30 万円
同居特別障害者控除の加算	同一生計配偶者または扶養親族が同居している特別障害者の場合、別途加算されます。	特別障害者控除の額 + 23 万円
障害者控除	(1) 身体障害者手帳 3 級から 6 級 (2) 療育手帳 B (3) 精神障害者保健福祉手帳 2 級・3 級	26 万円

※本人障がい（手帳所持者）該当の場合は、前年の所得が 135 万円以下の場合、非課税となります。

◆問合せ先・・・滝沢市税務部 税務課 電話 656-6570/FAX 684-5792



おむつ費用の医療費控除



ねたきり状態であり、治療上おむつの使用が必要であると認められた場合、おむつ代が医療費控除の対象となります。

◆問合せ先・・・盛岡税務署 盛岡市本町通三丁目 8-37 電話 622-6141

ストマ用装具費用の医療費控除



治療上、ストマ装具を使用することが必要であると医師が認めた場合、ストマ装具代が医療費控除の対象となります。

◆問合せ先・・・盛岡税務署 盛岡市本町通三丁目 8-37 電話 622-6141

自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免



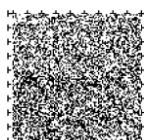
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のうち、一定の障がいがある場合、本人または常時介護する方が使用する車にかかる税金が減免されます。

◆対象

本人が運転	・ 本人が車を所有し、本人が運転すること。 ・ 次の基準表に該当していること。
家族（生計同一者）が運転	・ 障がい者本人（知的障がい者、精神障がい者、18歳未満の身体障がい児の場合は生計同一者）が所有する車であること。 ・ 障がい者の通学、通所、通勤、通院、生業のための使用が継続して週3日以上であること。 ・ 障がい者本人が下記の基準表に該当していること。
常時介護者が運転	・ 障がい者のみで構成される世帯の障がい者であること。 ・ 障がい者本人が所有する車であること。 ・ 障がい者の通学、通所、通勤、通院、生業のための使用が少なくとも継続して週3日以上であること。 ・ 障がい者本人が基準表に該当していること。

* 本人以外が運転する車の場合は、学校、病院、施設等の通学（所）証明書、世帯全員の住民票、障害者手帳の写し、その他の証明書等の提出を求める場合があります。

* 減免を受けられる自動車は1台のみで、自動車税(種別割)と軽自動車税(種別割)の減免を重複して受けることはできません。



◆基準表

障がい種類	身体障がい者		知的障がい者	精神障がい者
	本人が所有し運転する場合	生計同一者または常時介護者が運転する場合	本人が運転する場合または生計同一者もしくは常時介護者が運転する場合	
視覚	1級～4級	1級～4級	A判定	1級
聴覚	2級・3級	2級・3級		
平衡機能	3級	3級		
音声機能	3級（咽頭摘出による場合のみ）	—		
上肢	1級・2級	1級・2級		
下肢	1級～6級	1級～3級		
体幹	1級～3級、5級	1級～3級		
移動機能	1級～6級	1級～3級		
内部機能	1級、3級、4級	1級、3級、4級		
免疫機能	1級～4級	1級～4級		
肝臓機能	1級～4級	1級～4級		

◆免除額の上限額

自動車税 （種別割）	43,500 円
	年税額が 43,500 円以下の場合は全額免除となりますが、43,500 円を超える場合は、その超える税額を納付していただくこととなります。
自動車税、軽自動車税 （環境性能割）	250 万円に税率を乗じた額
	自動車税、軽自動車税（環境性能割）の課税標準額が 250 万円以下の場合には全額免除となりますが、250 万円を超える場合は、250 万円（身体障がい者仕様車の場合は 250 万円に改造費を加算した額）に税率を乗じた額を超える額を納付していただくこととなります。 *自動車税、軽自動車税（環境性能割）の税率は、自家用自動車が 0～3%、軽自動車が 0～2% です。

◆問合せ先・・・

（１）自動車税（種別割）・自動車税、軽自動車税（環境性能割）・・・

盛岡広域振興局 県税部間税班 電話 629-6546

盛岡市内丸 11-1（盛岡地区合同庁舎 3 階）

（２）軽自動車税（種別割）・・・滝沢市税務部 税務課 電話 656-6570／FAX 684-5792



10 情報サービス

録音広報（声の広報）・点字広報



視覚に障がいがあり、市の広報を読むことができない方等に、CD に録音した声の広報や点字広報を届けています。また、ホームページに文字拡大と音声読み上げサービスを掲載しています。

◆対象・・・希望する全ての方

◆問合せ先・・・滝沢市企画総務部 たきざわ魅力発信室 電話 656-6562／FAX 684-1517

NHK放送受信料の免除



◆対象者と免除割合

【全額免除】 対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方が世帯構成員であり、かつ世帯全員が市町村民税非課税の場合。
【半額免除】 対象者	・視覚障がいまたは聴覚障がいによる身体障害者手帳 ・1級または2級の身体障害者手帳 ・A判定の療育手帳 ・1級の精神障害者保健福祉手帳 上記いずれかの手帳所持者が世帯主で受信契約者の場合。
手続き	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、印鑑を持参の上、地域福祉課で「放送受信料免除申請書（全額免除・半額免除）」に免除事由の証明を受けてから、NHK盛岡放送局に申請書を提出（郵送）してください。

◆問合せ先・・・滝沢市福祉部 地域福祉課 電話 656-6517／FAX 687-4318

NHK受信料に関するお問合せ 電話 0570-077-077

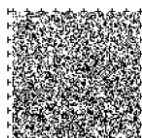
携帯電話基本使用料の割引



身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は携帯電話の通話料等が割引になります。

◆問合せ先・・・各携帯電話会社によって割引になるサービス、金額が異なりますので詳しくは各携帯電話会社にお問合せください。

携帯電話会社	携帯電話からの 問合せ電話番号	一般電話からの 問合せ電話番号
NTTドコモ（ハーティ割引）	151	0120-800-000
KDDI au （スマイルハート割引）	157	0077-7-111
ソフトバンクモバイル （ハートフレンド割引）	104	047-390-7029



NTT電話番号案内サービス（ふれあい案内）



電話帳のご利用が困難な方のために、NTTの電話番号案内を無料で提供しています。
ご利用には、事前に登録が必要です。

対象者	(1) 視覚障がい1級から6級の身体障害者手帳をお持ちの方 (2) 肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）1級または2級の身体障害者手帳をお持ちの方 (3) 聴覚障がい2級から4級、6級の身体障害者手帳をお持ちの方 (4) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能3級または4級の身体障害者手帳をお持ちの方 (5) 療育手帳をお持ちの方 (6) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
お申込み方法	手帳を持参の上お近くのNTT東日本の窓口に来店いただくか、下記フリーダイヤルへお問合せください。
利用方法	登録後、104 電話番号案内サービスをご利用の場合は、「ふれあい案内」とお申し出の上、あらかじめNTTに届け出た電話番号と暗証番号をNTTオペレータに申し出てください。

◆問合せ先・・・NTT東日本「ふれあい」担当 フリーダイヤル（全国共通） 0120-104-174

岩手県立視聴覚障がい者情報センター



点字・録音図書や字幕（手話）入りビデオ等の貸出のほか、各種情報提供と通訳者・ボランティア等の人材養成、育成、派遣、あっせんを行い、視聴覚障がい者の情報収集や交流の拠点となる活動を行っています。

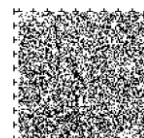
利用できる方	(1) 視覚及び聴覚の障がいにより身体障害者手帳の交付を受けている方とその家族 (2) 視覚及び聴覚障がい者関係の団体、学校、施設
館内施設	点字・録音図書閲覧室、点訳・パソコン研修室、ボランティアルーム、映写室、対面朗読室、ビデオ貸出利用室、研修室、団体活動室
開館時間	午前9時から午後8時まで（一部施設は午後9時まで）
休館日	毎月末日（土日にあたる日は金曜日）、年末年始（12/28 から 1/3）

◆問合せ先・・・盛岡市盛岡駅西通一丁目7-1 アイーナ4F

電話 606-1743（代表）

FAX 606-1744（事務室） 606-1745（点字図書館部門）

606-1746（情報提供部門）



葉書の無料配布（青い鳥郵便葉書）



対象	①身体障害者手帳 1 級・2 級に該当する方 ②療育手帳に「A」または「1 度」若しくは「2 度」の表記のある方
内容	受付期間内に申込みした方に、お 1 人につき葉書 20 枚を無料配布
受付期間	4 月から 5 月
申し込み	(1) 窓口 最寄りの郵便局に、身体障害者手帳または療育手帳を提示し「青い鳥郵便葉書申込書」に必要事項を記載のうえ提出 (2) 郵送 最寄りの郵便局に、「青い鳥郵便葉書申込書」と同等の内容を適宜の用紙に記載し送付

◆問合せ先・・・日本郵便株式会社 お客様サービス相談センター

電話 フリーダイヤル 0120-2328-86 携帯電話 0570-046-666（有料）

平日 8：00～21：00 土・日・休日 9：00～21：00

聴覚障害者用・点字ゆうパック



日本郵便株式会社が指定する施設と聴覚に障がいのある方との間で利用される、聴覚障がい者用ビデオテープその他録画物（DVD など）を内容とするゆうパックと、点字図書などを内容とするゆうパックを安い運賃で利用できます。

【適用方法】

- (1) 重量が 30 kg を超えず、既定の大きさ以内のもの
- (2) 内容品の見本を提示して差し出す場合を除き、その内容品が容易に認定できるように包装して差し出されたものであること。
 - (ア) 封筒又は袋に納めるものにあつては、その納入口もしくはそれに相当する部分の一部を開き、又はその内容品の大部分を透視することができるようにすること。
 - (イ) その他の包装をするものにあつては、包装の外部に無色透明の部分設けること。
- (3) 外装の見やすい所に「聴覚障害者用ゆうパック」若しくは「点字ゆうパック」の文字を明瞭に記載したものであること。

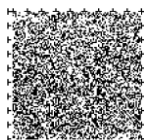
運賃表

サイズ	60 サイズ	80 サイズ	100 サイズ	120 サイズ	140 サイズ	160 サイズ	170 サイズ
運賃額	100 円	210 円	320 円	420 円	520 円	630 円	730 円

◆問合せ先・・・日本郵便株式会社 お客様サービス相談センター

電話 フリーダイヤル 0120-2328-86 携帯電話 0570-046-666（有料）

平日 8：00～21：00 土・日・休日 9：00～21：00



対象者	聴覚や発語に障がいがあり、音声による通報が困難な方
内容	携帯電話・スマートフォンのインターネット接続機能を使い、簡単な操作で素早く119番に通報することができます。 GPS機能が付いている携帯電話・スマートフォンなどで利用できます。 ※携帯電話・スマートフォンの通信料がかかりますが、それ以外の費用はかかりません。
手続き	事前登録が必要です。申請用紙に必要事項を記入し、滝沢消防署に提出してください。

◆問合せ先・・・滝沢市福祉部 地域福祉課 電話 656-6517／FAX 687-4318
滝沢消防署 電話 687-5119／FAX 687-2866



11 選挙

郵便等による不在者投票

身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの選挙人で、次のような障がいのある方又は介護保険の被保険者証の要介護区分が該当する方は、投票所等へ行かずに郵便等による不在者投票ができます。

なお、障がいの程度について、複数の障がいを合わせて上位等級に認定されている方は、単一の障がいで該当する必要があります。

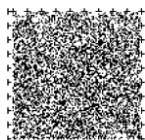
身体障害者手帳 をお持ちの方	障がい名	障がいの程度		
		1 級	2 級	3 級
	両下肢、体幹、移動機能の障がい	○	○	△
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	○	—	○
	免疫、肝臓の障がい	○	○	○

戦傷病者手帳 をお持ちの方	障がい名	障がいの程度			
		特別項 症	第1項 症	第2項 症	第3項 症
	両下肢、体幹の障がい	○	○	○	△
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	○	○	○	○

介護保険の被保険者証を をお持ちの方	要介護状態	
	要介護 5	

手続き	郵便等による不在者投票を行うためには、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けることが必要になります。交付を希望される場合は、「身体障害者手帳」、「戦傷病者手帳」又は「介護保険の被保険者証」を添えて、「郵便等投票証明書交付申請書」により滝沢市選挙管理委員会にお申し込みください。お申し込み後、滝沢市選挙管理委員会より「郵便等投票証明書」を交付します。 郵便等による不在者投票を行う際は、「郵便等投票証明書」を添えて、投票日の4日前までに滝沢市選挙管理委員会に投票用紙をご請求ください。 投票用紙がお手元に届きましたら、直ちに記載をしていただき、滝沢市選挙管理委員会に郵送してください。
-----	---

◆問合せ先・・・滝沢市選挙管理委員会事務局 電話 656-6560/FAX 684-1517



郵便等による不在者投票における代理記載制度

郵便等による不在者投票ができる選挙人で、次の障がいに関当する方は、あらかじめ「郵便等投票証明書」を添えて、代理記載人を届け出ることによって、代理記載人が投票の記載をすることができます。なお、代理記載人は選挙権を有する方に限ります。

身体障害者手帳をお持ちの方	障がい名	障がいの程度
	上肢又は視覚の障がい	1 級
		○

戦傷病者手帳をお持ちの方	障がい名	障がいの程度		
	上肢又は視覚の障がい	特別項症	第 1 項症	第 2 項症
		○	○	○

手続き	あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。交付については、前ページ「郵便等による不在者投票」をご覧ください。なお、同時に代理記載人の届出を行うことができます。 代理記載を行う際は、投票を行う前に代理記載人となるべき者を滝沢市選挙管理委員会に届け出てください。 届け出後、郵便等による不在者投票を行う際は、前ページ「郵便等による不在者投票」をご覧ください、手続きください。
-----	---

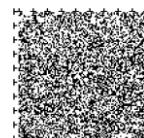
◆問合せ先・・・滝沢市選挙管理委員会事務局 電話 656-6560/FAX 684-1517

点字投票・代理投票

視覚の障がいのある選挙人、病気やけがのためにご自分で字を書くことのできない選挙人も投票所（期日前投票所も含みます。）で点字による投票又は代理記載による投票をすることができます。

方法	投票所（期日前投票所も含みます。）の受付で、点字投票又は代理投票を希望することをお申し出ください。 点字ができる方は、点字投票ができます。 ご自分で字を書くことができない方は、投票所の係員が代筆で記載する代理投票をすることができます。 代理投票を行う場合でも通常の投票と同様に投票の秘密は厳守されます。
----	---

◆問合せ先・・・滝沢市選挙管理委員会事務局 電話 656-6560/FAX 684-1517



12 各種団体

滝沢市身体障害者福祉協会

滝沢市身体障害者福祉協会は、昭和 45 年に発足し、現在会員数は約 30 名です。市内には、身体障害者手帳の交付を受けている方は約 1,500 名います。

小さな 1 人の力もみんなで力を合わせると大きな力になります。みんなで助け合いの輪を広げる活動をしています。

◆主な活動・・・

- (1) 市内身体障害者ニュースポーツ交流会の開催や会員研修の実施
- (2) 岩手紫波地区身体障害者スポーツ交流会、代議員研修会、総会への参加
- (3) 身体障害者の各種相談への対応
- (4) 各種団体・関係機関との連携を密にし、活動への参加
- (5) 会員拡大活動ほか

◆問合せ先・・・

滝沢市身体障害者福祉協会事務局（滝沢市社会福祉協議会内） 電話 684-1110

滝沢市手をつなぐ育成会

手をつなぐ育成会は、心身に障がいがある子どもの親たちと有志が集まって昭和 49 年に「心身障害児・者の親の会」として発足し、現在会員数は 37 名です。平成 2 年に義務教育を卒業した後の進路先として無認可の福祉作業所「みのりホーム」を開所し、その後、社会福祉法人やまゆり会設立やみのりホーム建設などに募金活動をはじめとした協力を行ってきました。

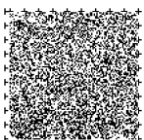
障がいのある子ども達が、地域の人々の支援を受けながら、ひとりの人間として幸せな生活が保証されることを願って活動をしています。

◆主な活動・・・

- (1) 岩手県手をつなぐ育成会大会・本人大会等の各種事業への参加と協力
- (2) 会員及び子ども達同士の交流会や親睦会の開催
- (3) 施設見学や講演会など会員の研修の開催
- (4) 地域の理解と会員拡大のための啓発活動

◆問合せ先・・・

- | | | | | |
|-----------------|-----|-------|----|---------------|
| (1) 滝沢市手をつなぐ育成会 | 会 長 | 武田 晴良 | 電話 | 687-2450 |
| | 事務局 | 松本 松子 | 電話 | 684-1150 |
| (2) 知的障害者相談員 | | 武田 文江 | 電話 | 090-3366-2037 |



滝沢市精神保健福祉会「カッコウの会」

精神障がい者をもつ家族等関係者の会で、平成 9 年度に発足し、精神障がいに関する研修や交流、家族の語り合いを行っています。

精神保健福祉について正しく理解し、ひとりで悩まず、障がい者本人のよき支援者となれるよう活動をしています。(会員はいつでも募集しています。)

◆問合せ先・・・滝沢市精神保健福祉会 事務局

滝沢市福祉部 地域福祉課 電話 656-6517/FAX 687-4318

滝沢市社会福祉協議会ボランティア活動センター

ボランティア活動センターでは、高齢者や障がいを持った方など「ちょっと力を貸してほしい方」へのボランティア派遣の相談に応じています。

また「ボランティア活動に参加したい」方へは、講習会の開催、ボランティア登録、身近な活動や団体などを紹介しています。

◆問合せ先・・・滝沢市社会福祉協議会ボランティア活動センター

電話 684-1110/FAX 684-1121

滝沢市中鶴飼 47-1 (滝沢市市民福祉センター1 階)

滝沢市精神保健ボランティア「あんずの会」

精神保健ボランティア養成講座の修了者を会員として、平成 11 年度に発足し、精神障がいをお持ちの方と共に様々な活動を通して「たのしく、ともに歩む」をモットーに活動しています。

◆主な活動

(1) 滝沢市デイケア一番星への支援

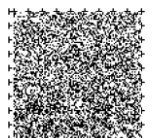
(2) あんずサロン月 1 回開催

◆問合せ先・・・滝沢市健康こども部 健康づくり課 電話 656-6527/FAX 684-2245

滝沢市デイケア「一番星」

精神障がいをお持ちの方が、グループ活動を通じて仲間同士の交流を深め、日常生活をサポートする集まりです。参加を希望する場合、事前に申し込みや面接が必要です。見学や体験もできますので、事前にご連絡ください。

◆問合せ先・・・滝沢市健康こども部 健康づくり課 電話 656-6527/FAX 684-2245



13 介護保険

介護保険サービスを利用できる方

- ◆65 歳以上の方・・・要介護・要支援の認定を受けた方、事業対象者（※1）
- ◆40～64 歳の方・・・次の病気（特定疾病）が原因で要介護・要支援の認定を受けた方

40～64 歳の方が要介護・要支援の認定を受けることができる特定疾病		
・筋萎縮性側索硬化症 ・多系統萎縮症 ・脊柱管狭窄症 ・脳血管疾患 ・関節リウマチ ・慢性閉塞性肺疾患 ・がん末期	・後縦靱帯骨化症 ・初老期における認知症 ・早老症 ・進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 ・閉塞性動脈硬化症	・骨折を伴う骨粗しょう症 ・脊髄小脳変性症 ・糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ・両側の膝関節疾患又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

※1 厚生労働省令で定める基本チェックリストを実施し認定された方をいいます。

※2 身体障害者手帳等をお持ちで障害福祉サービスを利用されている方は、介護保険の認定を受けた場合、介護保険サービスの利用が優先になります。

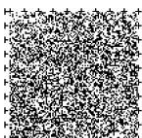
在宅生活でのサービス

要介護1～5、要支援1・2の認定を受けている方又は事業対象者が、主に在宅生活で利用できるサービスです。

- 居宅介護支援、介護予防支援
- 介護予防ケアマネジメント（※1）
- 訪問介護、介護予防訪問介護（ホームヘルプ）
- 第1号訪問事業（ホームヘルプ）（※1）
- 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護
- 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導
- 訪問看護、介護予防訪問看護、通所介護（デイサービス）、介護予防通所介護
- 第1号通所事業（デイサービス）（※1）
- 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション（デイケア）
- 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）
- 短期入所療養介護（医療型）、介護予防短期入所療養介護（医療型）
- 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護
- 地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス（※2）

※1 事業対象者が利用できるサービスです。

※2 原則として、利用を希望する方が住民票をおいている市町村にある事業所のサービスのみ利用できます。また、要介護・要支援の認定区分等により利用できないものもあります。



施設でのサービス

要介護1～5の認定を受けている方が、利用できる施設サービスです。ただし、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の新規入所は、原則として要介護3以上の方のみとなります。

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- 介護老人保健施設
- 介護医療院

福祉用具貸与・購入、住宅改修

要介護1～5又は要支援1・2の認定を受けている方が、利用できるサービスです。

(1) 福祉用具の貸与・・・次の13種類が対象となります。

・車椅子	・車椅子付属品（クッション、電動補助装置等）
・特殊寝台	・特殊寝台付属品（サイドレール、マットレス等）
・床ずれ防止用具	・体位変換器
・手すり	・スロープ
・歩行器	・歩行補助つえ
・認知症老人徘徊感知機器	・移動用リフト（つり具の部分を除く）
・自動排泄処理装置	

※ 要介護・要支援の認定区分により利用できないものもあります。

(2) 特定福祉用具の購入・・・次の5種類が対象となります。

・腰掛便座	・特殊尿器
・入浴補助用具	・移動用リフトのつり具の部分
・簡易浴槽	

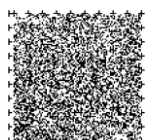
(3) 住宅改修

・手すりの取り付け、段差解消
・引き戸への扉の取り替え等
・洋式便器等への便器の取り替え
・滑り防止、移動の円滑化等のための床、通路面の材料の変更
・その他これらの各工事に付帯して必要な工事

※ 施工前の事前相談が必要となり、工事等経費のうち介護保険の対象となるものに限ります。

※ 「日常生活の援助」の「住宅改修」の項目をご確認ください。

◆問合せ先・・・滝沢市福祉部 高齢者福祉課 電話 656-6521/FAX 687-4318

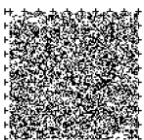


14 その他

利用料等が減免される公共施設

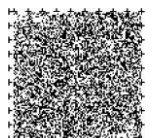
文化・教養施設
県立博物館、県立美術館、県立農業博物館、県立水産科学館
スポーツ・レクリエーション施設
県営屋内温水プール、福祉の里センター、いわて子どもの森、ふれあいランドいわて、陸前高田オートキャンプ場、岩洞湖家族旅行村、船越家族旅行村、勤労身体障害者体育館、種市海岸休養施設、花巻広域公園、御所湖広域公園、県営スキージャンプ場、県営運動公園、県営体育館、県営武道館、県北青少年の家（スケート場）、県営スケート場

※上記以外にも減免対象となる施設がありますので、直接施設にご確認ください。

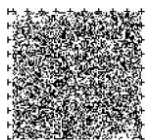


各種シンボルマーク

シンボルマーク	マークの名称	マークの概要
	障害者のための国際シンボルマーク	障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。 【関係機関・団体】 公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会
	身体障害者標識	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込み行為は禁止されています。 【関係機関・団体】 都道府県警察本部交通部、警察署交通課
	聴覚障害者標識	聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込み行為は禁止されています。 【関係機関・団体】 都道府県警察本部交通部、警察署交通課
	盲人のための国際シンボルマーク	世界盲人会連合で制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。 【関係機関・団体】 社会福祉法人日本盲人福祉委員会
	耳マーク	聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。耳が不自由ですという自己表示が必要とのことで考案され、呼び出しなど聞こえないことへの配慮を求める場合に使用されます。 【関係機関・団体】 一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
	ほじょ犬マーク	身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練され、衛生面でもきちんと管理されています。 【関係機関・団体】 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
	オストメイトマーク	人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。 【関係機関・団体】 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団



	ハート・プラスマーク	内部障がい（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）や内臓疾患（難病、その他の内臓機能疾患）は、外見からは分かりにくいいため、一般社会にその存在を視覚的に示し、理解の第一歩とするために、このマークが生まれました。 【関係機関・団体】特定非営利活動法人ハート・プラスの会
	障がい者雇用支援マーク	公益社団法人ソーシャルサービス協会が障がい者の在宅障がい者就労支援並びに障がい者就労支援を認めた企業及び団体に対して付与する認証マークです。 【関係機関・団体】公益社団法人ソーシャルサービス協会ITセンター
	「白杖 SOS シグナル」普及啓発シンボルマーク	白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。 【関係機関・団体】社会福祉法人日本盲人会連合・岐阜市福祉部福祉事務所障がい福祉課
	おねがいカード	「おねがいカード」は、障がいのある方が、困ったときに手助けを求めるためのものです。聴覚障がいや内部障がい、知的障がいなど、一見、障がい者とはわからない方が周囲に支援を求める時などに、特に有効です。 【関係機関・団体】岩手県・岩手県社会福祉協議会
	ひとにやさしい駐車場利用証	岩手県では、車いす駐車場の適正利用を図るため、「ひとにやさしい駐車場利用証」を発行しています。対象等の詳細についてはホームページ「岩手県 ひとにやさしい駐車場利用証」で検索してください。 【関係機関・団体】岩手県庁地域福祉課
	ヘルプマーク	義足や人工関節を使用されている方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。 【関係機関・団体】岩手県庁地域福祉課



改訂版発行 令和 7 年 1 月 滝沢市福祉部地域福祉課
岩手県滝沢市中鵜飼 5 5 番地
電話 019-656-6517／FAX 019-687-4318

